

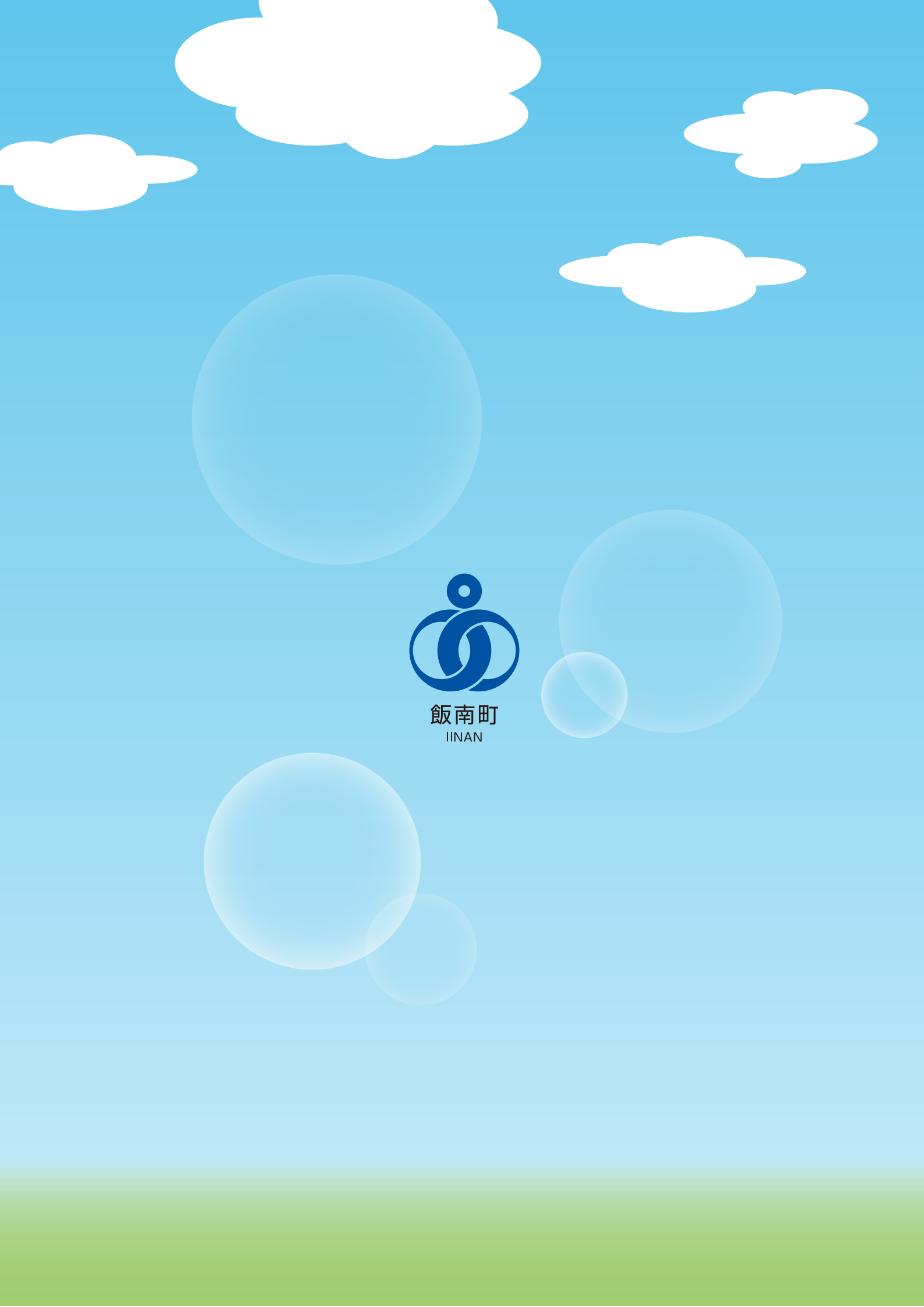
第2期

飯南町子ども・子育て支援事業計画



令和2（2020）年3月

島根県 飯南町



飯南町
IINAN

～ 目 次 ～

第1章 計画の概要	1
【1】計画策定の社会的背景	1
【2】計画策定の趣旨	1
【3】計画の位置付け	2
【4】計画の期間	2
【5】計画の対象	3
【6】計画の策定方法	3
第2章 本町の子どもを取り巻く現状	4
【1】人口等の動き	4
【2】教育・保育施設等の利用状況	11
第3章 本町の現状分析と課題	14
【1】第1期計画の取組内容からみる課題と方向性	14
【2】ニーズ調査から読み取れる課題	26
第4章 計画の基本的な考え方	32
【1】基本理念	32
【2】基本目標	32
【3】施策体系	34
第5章 計画の展開	35
【基本目標1】安心して子育てできる環境づくり	35
【基本目標2】親子の健康づくり	38
【基本目標3】配慮が必要な子どもへの支援	41
【基本目標4】健やかな成長を育む教育環境づくり	43
【基本目標5】安全・安心なまちづくりの推進	45
第6章 教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の提供体制	47
【1】教育・保育提供区域の設定	47
【2】量の見込みの算出について	47
【3】教育・保育事業の量の見込みと確保方策	48
第7章 計画の推進	55
【1】計画の推進体制	55
【2】計画の点検・評価・改善	55
資料編	56
1 飯南町子ども・子育て会議条例	56
2 飯南町子ども・子育て会議委員名簿	57

第1章 計画の概要

【1】計画策定の社会的背景

我が国では、少子高齢化の急速な進行に伴い、労働力人口の減少や社会保障負担の増加、地域社会における活力の低下など、社会、経済環境に対する様々な影響が懸念されています。家庭や地域における子育てを取り巻く環境についても、育児不安を抱える家庭の増加や保育施設における待機児童問題など、様々な課題も顕在化しています。

こうした社会的背景の中で、誰もが子育てに夢や希望を持つことができる社会の実現に向けて、国は「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」（以下「子ども・子育て支援法」と言います。）を制定し、平成27（2015）年度からは「子ども・子育て支援新制度」を施行し、幼児期の学校教育・保育、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進しています。

この新制度では、子育てをめぐる様々な課題の解決に向けて、「質の高い幼児期の学校教育・保育の総合的な提供」「地域の子ども・子育て支援の充実」「保育の量的拡大・確保」が、その目的として掲げられています。また、待機児童の解消を目指す「子育て安心プラン」の改定や、「新・放課後子ども総合プラン」の策定、幼児教育・保育の無償化等、子育て支援施策を加速化しています。

【2】計画策定の趣旨

本町では、平成27（2015）年3月に「みんなで育む子どもの笑顔 この町で子どもを育てたい」を基本理念とした、「飯南町子ども・子育て支援事業計画」（以下「第1期計画」と言います。）を策定しました。

本町では、この第1期計画に基づき、就学前の保育サービスを適切に提供できる体制の整備をはじめ、安心して妊娠、出産、育児ができる母子の健康づくり、職業生活と家庭生活の両立に向けた支援、子育て家庭の不安や負担を軽減するための相談体制や情報提供の充実など、総合的な子育て支援施策を推進してきました。

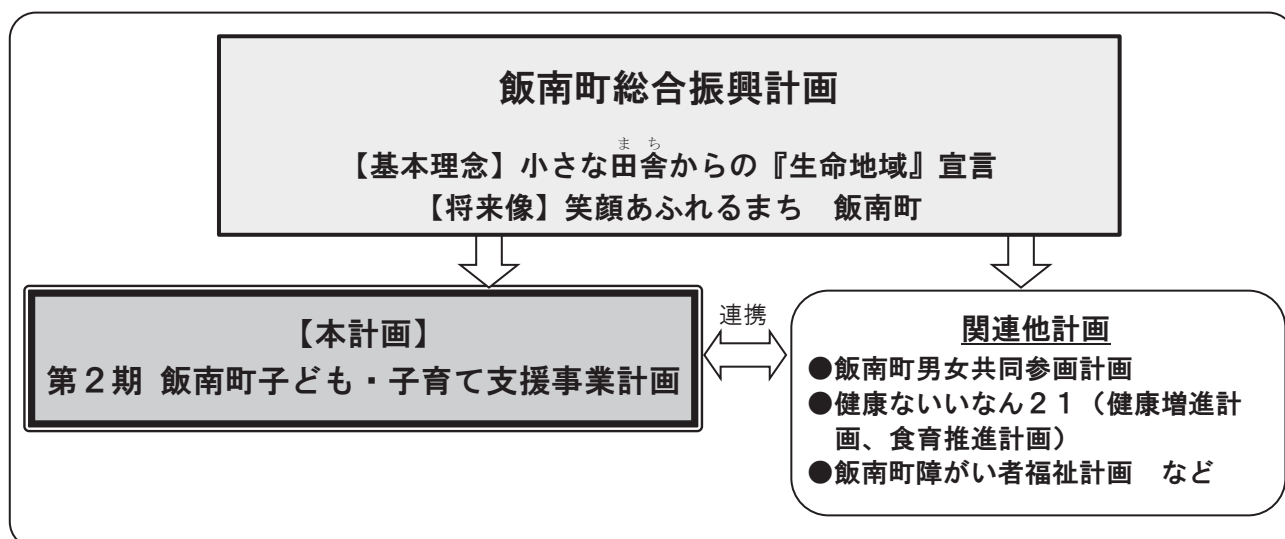
第1期計画は、令和元（2019）年度までの5年間を対象期間としており、この度、計画期間の満了に伴い「第2期 飯南町子ども・子育て支援事業計画」（以下「本計画」と言います。）を策定します。

本計画は、国及び県の方向性に基づき、第1期計画における取組の進捗評価をはじめ、アンケート結果に基づく町民の意識やニーズ、飯南町子ども・子育て会議における審議等を踏まえて策定しています。また、本町における子育て支援に関連する様々な分野の取組を総合的かつ計画的に推進するために、より実効性のある計画を目指して策定しています。

【3】計画の位置付け

本計画は「子ども・子育て支援法」に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」であり、「次世代育成支援対策推進法」の規定による「市町村行動計画」の役割を担っています。また、母子の健康水準を向上させるための取組を推進する国民運動計画「健やか親子21」の趣旨を踏まえた計画となっています。更に、島根県が進める「しまねっ子すくすくプラン（島根県次世代育成支援行動計画、島根県子ども・子育て支援事業支援計画、島根県ひとり親家庭等自立支援計画）」及び「島根県子どものセーフティネット推進計画（子どもの貧困対策）」との整合に配慮するとともに、本町の最上位計画である「飯南町総合振興計画」の基本指針のもと、「飯南町男女共同参画計画」「健康ないいなん21（健康増進計画、食育推進計画）」等、町の策定する他の計画との連携を十分に考慮し、新たな課題や環境の変化にも対応できるよう柔軟に計画を進めます。

【本町における計画の位置付け】



【4】計画の期間

本計画は、令和2（2020）年度から令和6（2024）年度までの5年間を計画期間とします。なお、量の見込みや確保方策などに変更の必要性が生じた場合は、適宜、見直す場合があります。

【5】計画の対象

本計画の対象は、基本的に、産まれる前から乳幼児期を経て青少年期に至るまでの、子ども、青少年とその家庭とします。また、施策の内容により、必要に応じて対象の年齢に幅を持たせる等、柔軟な対応ができるよう努めます。

【6】計画の策定方法

計画の策定に当たっては、「子ども・子育て支援法」及び「飯南町子ども・子育て会議条例」に基づき、関係団体の代表者や有識者、行政機関の職員などで構成する「飯南町子ども・子育て会議」において、本計画の内容について協議しました。

また、町民の子育てニーズを把握し、計画策定の基礎資料とすることを目的として、就学前児童及び小学生を対象とするニーズ調査（アンケート調査）を実施しました。

調査名称	飯南町 子ども・子育て支援に関するニーズ調査			
調査対象	就学前児童／町内に居住する0歳から小学校入学前までの子どもがいる家庭 小学生／町内に居住する小学生の子どもがいる家庭			
調査方法	郵送配布・郵送回収			
調査期間	令和元（2019）年8月			
配布・回収状況		全体	就学前児童	小学生
	配布数	163件	87件	76件
	有効回収数	98件	57件	41件
	有効回収率	60.1%	65.5%	53.9%

第2章 本町の子どもを取り巻く現状

【1】人口等の動き

1 人口の状況

(1) 人口・世帯数の推移

本町の人口は、平成 30 (2018) 年 4 月 1 日現在 4,940 人であり、平成 26 (2014) 年から約 360 人の減少 (平成 26 (2014) 年を 100.0 とした場合 93.2) となっています。近年、人口減少が顕著に進行しており、1 世帯当たりの人口数を示す世帯人員は、平成 26 (2014) 年の 2.51 人から平成 30 (2018) 年で 2.42 人となっています。

【人口・世帯数の推移】

	平成 26 (2014)年	平成 27 (2015)年	平成 28 (2016)年	平成 29 (2017)年	平成 30 (2018)年
人口(人)	5,303	5,208	5,115	5,029	4,940
世帯数(世帯)	2,111	2,104	2,073	2,047	2,041
世帯人員(人/世帯)	2.51	2.48	2.47	2.46	2.42
人口増減率(%)	100.0	98.2	96.5	94.8	93.2
世帯数増減率(%)	100.0	99.7	98.2	97.0	96.7

注：増減率は、平成 26 (2014) 年を 100.0 とした場合の各年の割合を示す。
資料：住民基本台帳 (各年 4 月 1 日現在) (外国人を含む。)

(2) 人口動態

人口の動きである「人口動態」をみると、出生と死亡の差からみる「自然動態」は近年、死亡者数が出生数を上回りマイナスで推移しています。転入と転出からみる「社会動態」については、町外への転出者数と町内への転入者数の差は小さくなっています。

平成 29 (2017) 年では、自然動態がマイナス 74 人、社会動態がプラス 7 人、合計 67 人の人口減少となっています。

【人口動態】

(単位:人)

	自然動態			社会動態			人口動態 (g)
	出生数 (a)	死亡者数 (b)	(c)	転入(d)	転出(e)	(f)	
平成 26(2014)年	19	94	-75	139	194	-55	-130
平成 27(2015)年	22	118	-96	149	136	13	-83
平成 28(2016)年	33	99	-66	145	161	-16	-82
平成 29(2017)年	27	101	-74	137	130	7	-67

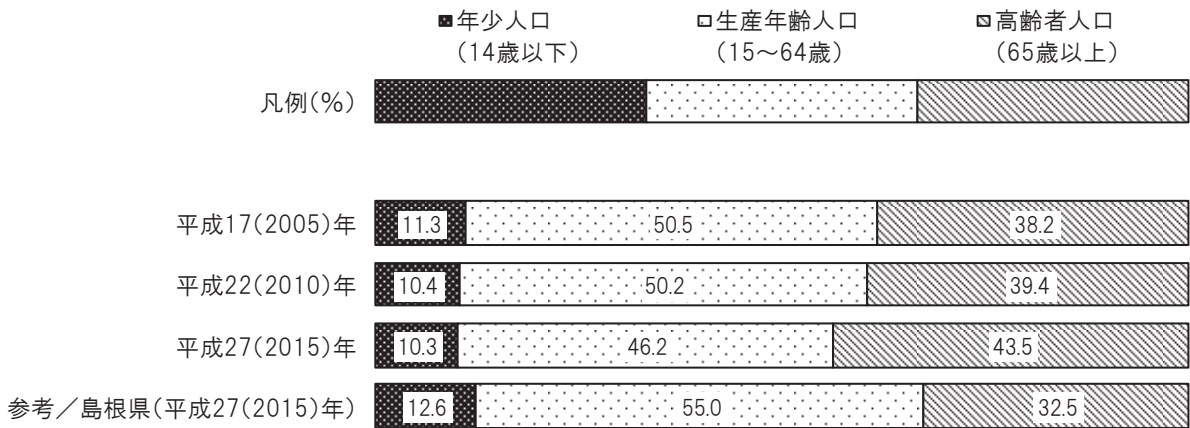
注：(c)=(a)-(b)、(f)=(d)-(e)、(g)=(c)+(f)

資料：自然動態は人口動態統計、社会動態は住民基本台帳人口移動報告(各年1月から12月分の移動状況)

(3) 年齢別人口

年齢別の人口構成比をみると、平成 27 (2015) 年では年少人口 (14 歳以下) は 10.3%、生産年齢人口 (15~64 歳) は 46.2%、高齢者人口 (65 歳以上=高齢化率) は 43.5%となっています。年少人口は横ばいで推移していますが、高齢化率は島根県の平均を上回り増加で推移しています。

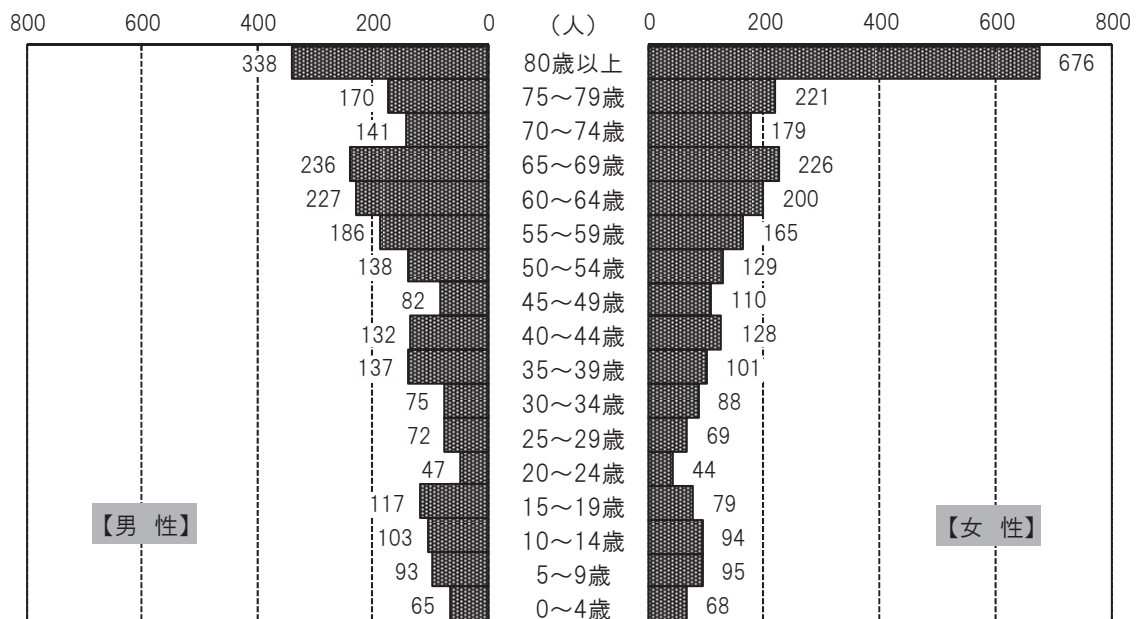
【年齢3区分人口構成比】



資料:国勢調査

更に、年齢を5歳階級別でみると、男女共に60歳代の「団塊の世代」及び30歳代後半から40歳代前半の「団塊ジュニア層」が多くなっています。また、80歳以上になると、女性の人口が男性を大きく上回り、差が目立っています。

【年齢5歳階級別人口】

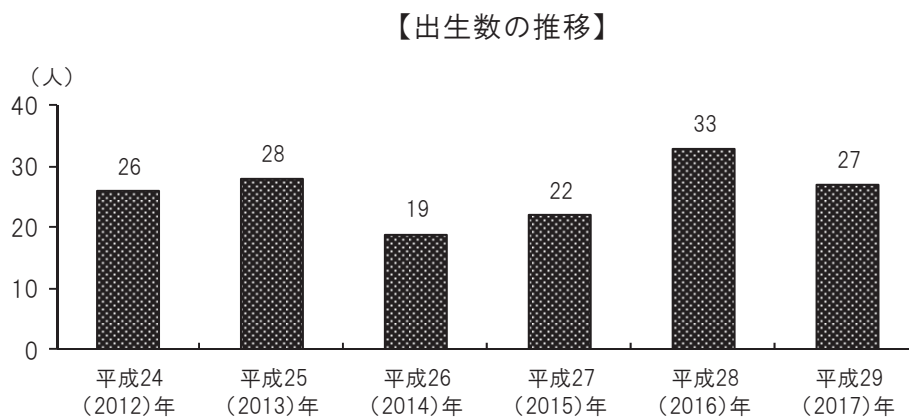


資料:国勢調査(平成 27(2015)年)

2 出生等の状況

(1) 年間出生数の推移

本町の出生数は、増減を繰り返しながら推移しており、平成29(2017)年は27人となっています。

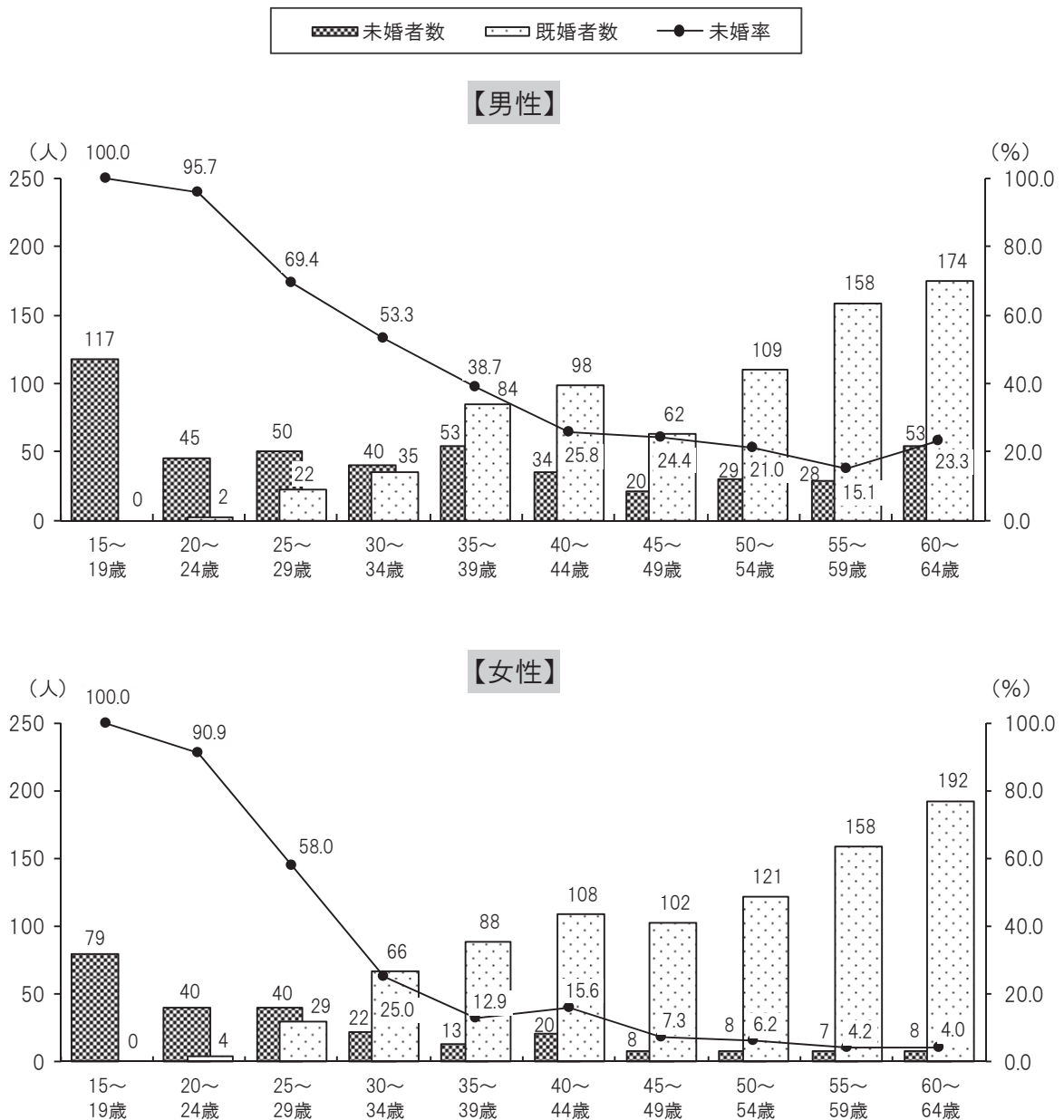


資料:人口動態統計

(2) 婚姻の状況

本町の未婚者数と既婚者数を年齢別にみると、男性の場合、20歳代後半までは未婚者数が既婚者数を大きく上回っていますが、30歳代後半になると逆転することから、30歳代が婚姻の中心的年齢層であることが分かります。女性の場合は、30歳代前半から既婚者数が未婚者数を上回っています。

【年齢別未既婚者数と未婚率】



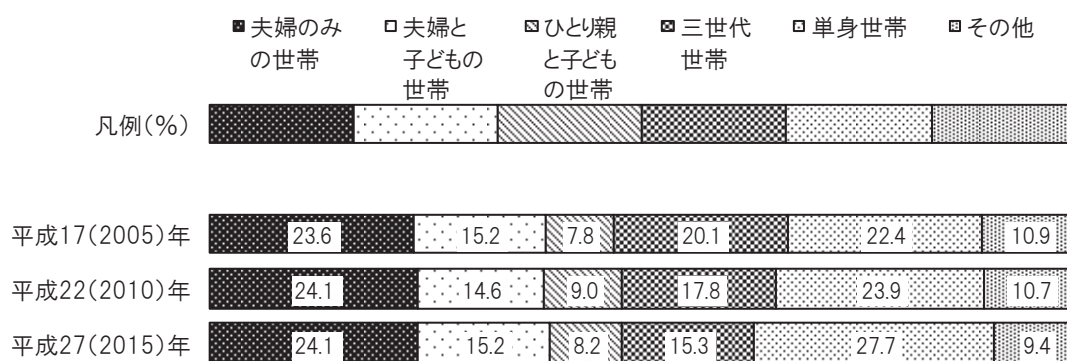
資料：国勢調査(平成 27(2015)年)

3 世帯の状況

(1) 世帯構成

世帯構成について、平成 17 (2005) 年から平成 27 (2015) 年までの推移で見ると、「単身世帯」は増加で推移していますが、世帯人員が多い「三世帯」は減少傾向にあり、世帯規模の縮小がうかがえます。

【世帯構成の推移】



資料:国勢調査

(2) ひとり親世帯の状況 (20歳未満の子どもがいる世帯)

本町の 20 歳未満の子どもがいるひとり親世帯については、平成 27 (2015) 年で 16 世帯となっており、うち母子世帯が 15 世帯と大半を占めています。

【ひとり親世帯の状況】

	平成 17(2005)年	平成 22(2010)年	平成 27(2015)年
ひとり親世帯(合計)	21	13	16
母子世帯数	17	12	15
父子世帯数	4	1	1

資料:国勢調査

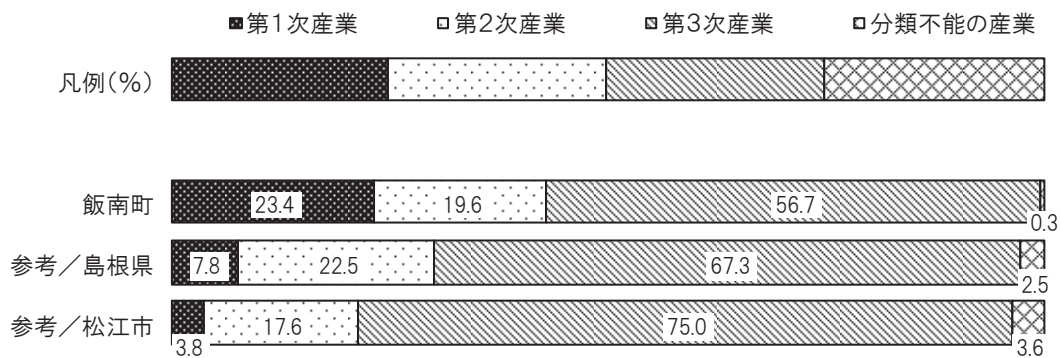
4 就業の状況

(1) 就業構造

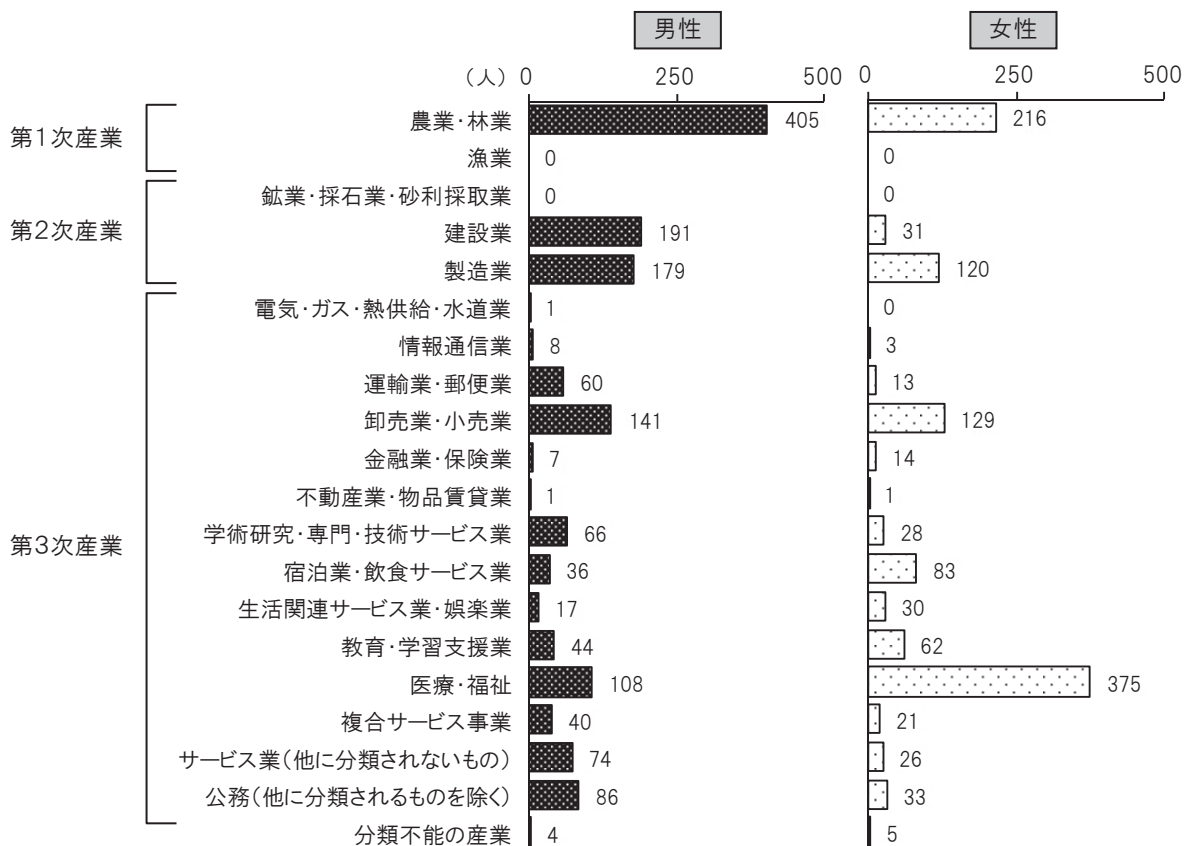
産業別就業者構成比をみると、平成 27 (2015) 年では第 1 次産業の割合が 23.4%、第 2 次産業が 19.6%、第 3 次産業が 56.7%となっています。島根県全体と比べ、第 1 次産業の割合が高く、第 3 次産業の割合が低くなっています。

産業大分類別でみると、男性は女性に比べ「農業・林業」「建設業」などが多く、女性は「医療・福祉」が男性を大きく上回っています。

【産業別 15 歳以上就業者構成比】



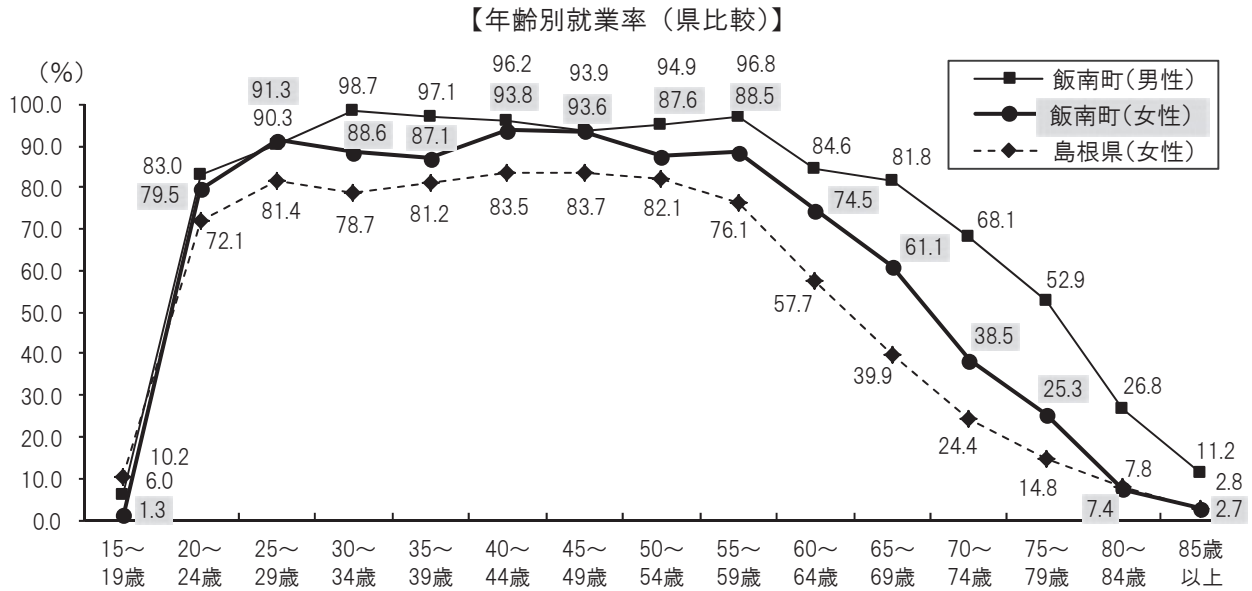
【産業大分類別 15 歳以上就業者数】



資料：国勢調査（平成 27 (2015) 年）

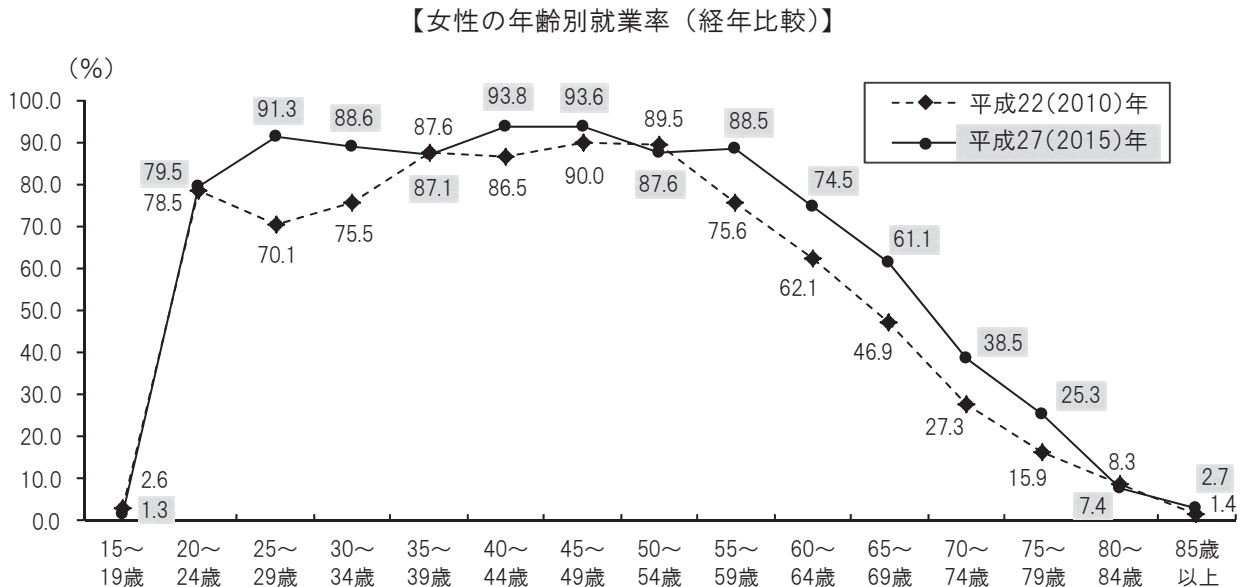
(2) 年齢別就業率

本町における女性の就業率をみると、各年齢層共に島根県の平均を大きく上回っています。また、本町では「M字カーブ^注」の傾向はほとんどみられず、「婚姻～子育て開始時期」の離職率が低いことがうかがえます。



資料:国勢調査(平成 27(2015)年)

本町の実業率は、平成 22 (2010) 年に比べ全体的に増加しており、共働き家庭が増えていることがうかがえます。特に 20 歳代後半から 30 歳代前半の増加が目立っています。



資料:国勢調査

注:日本の女性の就業率を年齢階級別にグラフ化したとき、例えば30歳代前半を谷とし、20歳代後半と30歳代後半が山になるアルファベットのMのような形になること。

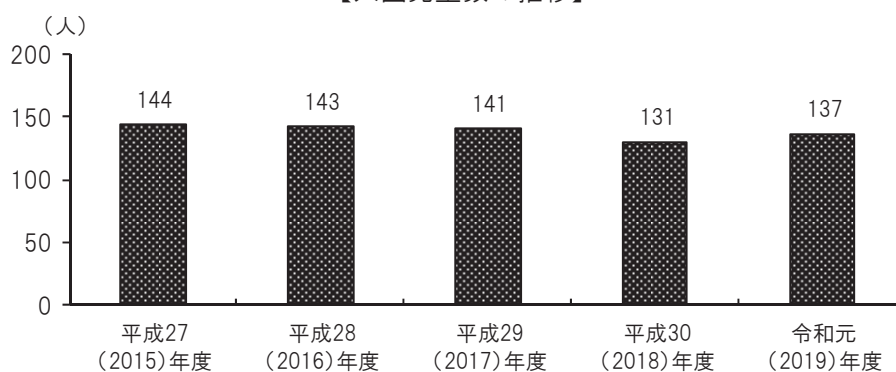
【2】教育・保育施設等の利用状況

1 教育・保育施設の利用状況

(1) 保育の利用状況

本町には、保育施設として赤名保育所、来島保育所、桜ヶ台保育所、さつき保育所の4施設あります。保育所全体の入園児童数は、緩やかな増減を繰り返しながら推移しており、令和元（2019）年度は137人、施設充足率は68.5%となっています。

【入園児童数の推移】



【入園児童数の推移】

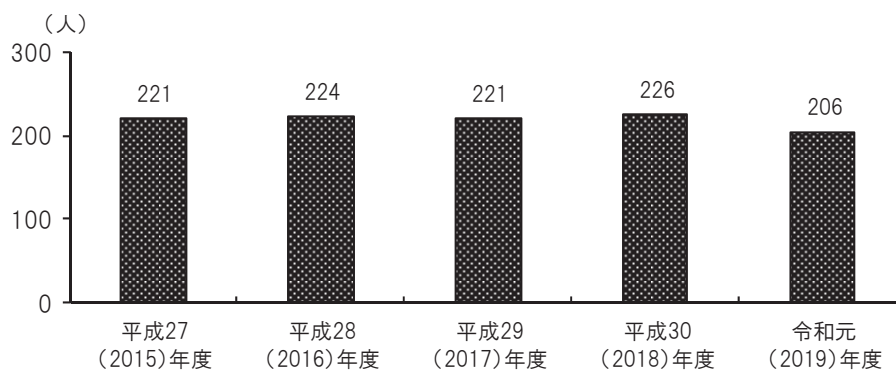
	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元(2019)年度		
					定員数	充足率(%)	
赤名保育所	46	46	52	44	43	60	71.7
来島保育所	37	36	35	31	36	60	60.0
桜ヶ台保育所	56	55	46	48	47	60	78.3
さつき保育所	4	8	10	10	11	20	55.0
合計	147	145	143	133	137	200	68.5

資料：庁内資料

(2) 小学生児童数の推移

町内には頓原小学校、志々小学校、赤名小学校、来島小学校の4つの小学校があります。児童数はおおむね横ばいで推移していましたが、令和元（2019）年度は206人に減少しています。

【小学生児童数の推移】



【小学校の児童構成】

利用者数	平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度
1年	38	32	35	29	29
2年	33	41	30	32	30
3年	47	36	41	29	32
4年	26	48	35	39	28
5年	36	26	48	34	39
6年	33	35	24	48	34
特別支援教室児童数	8	6	8	15	14
合計	221	224	221	226	206

資料：庁内資料

2 地域子ども・子育て支援事業の実施状況

本町の地域子ども・子育て支援事業の実施状況は、下表のようになっています。

事業名	単位	実績				実績 (見込み)	
		平成 27 (2015)年度	平成 28 (2016)年度	平成 29 (2017)年度	平成 30 (2018)年度	令和元 (2019)年度	
1	利用者支援事業	か所	0	0	0	0	
2	地域子育て支援拠点事業(地域子育て支援センター)	延べ人	281	450	255	371	250
3	妊婦健康診査事業	延べ人	395	378	322	224	406
		対象者	38	27	24	16	32
4	乳児家庭全戸訪問事業	人	25	28	29	15	21
		出生数	25	28	29	16	22
5	養育支援訪問事業	人	3	3	1	3	1
6	子育て短期支援事業(ショートステイ)(0~5歳)	延べ人	0	0	0	0	0
7	ファミリー・サポート・センター(未就学児)	延べ人	4	11	28	36	15
	ファミリー・サポート・センター(小学生)	延べ人	1	0	8	10	1
8	一時預かり事業(1号認定預かり保育)(3~5歳)	延べ人	0	0	0	0	0
	一時預かり事業(2号認定預かり保育)(3~5歳)	延べ人	0	0	0	0	0
	在宅で子育てしている家庭の利用(0~5歳)	延べ人	24	31	19	18	12
9	時間外保育事業(延長保育)(0~5歳)	人	0	0	0	0	0
10	病児保育事業	延べ人	0	0	0	0	0
11	放課後児童クラブ(低学年)	人	0	0	0	0	0
	放課後児童クラブ(高学年)	人	0	0	0	0	0
12	放課後子ども教室(低学年)	人	24	37	56	65	54
	放課後子ども教室(高学年)	人	80	77	84	82	76

第3章 本町の現状分析と課題

【1】第1期計画の取組内容からみる課題と方向性

子育て支援に関連する取組は、教育・保育や学校教育分野をはじめ、保健福祉部門、生涯学習部門、商工・労働部門等、様々な分野との連携、調整が必要です。

本町では、第1期計画に基づき施策や事業を実施しており、各担当部署においては定期的にその進捗状況を点検し、問題点や課題を抽出し検証することによって、その後の取組に反映させることとしています。

本計画の策定に当たって、第1期計画の「施策体系」にしたがって、これまでの取組内容及び今後の取組の方向性を整理しました。

【参考／第1期計画の施策体系】

基本目標1 地域における子育ての支援	
施策1	地域における子育て支援サービスの充実
施策2	保育サービスの充実
施策3	子育て支援ネットワークづくり
施策4	児童の健全育成
施策5	地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進
基本目標2 母性並びに乳児及び幼児等の健康の確保及び増進	
施策6	子どもや母親の健康の確保
施策7	「食育」の推進
施策8	思春期保健対策の充実
施策9	小児医療の充実
基本目標3 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	
施策10	次代の親の育成
施策11	子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備
施策12	家庭や地域の教育力の向上
施策13	子どもを取り巻く有害環境対策の推進
基本目標4 子育てを支援する生活環境の整備	
施策14	良好な居住環境・交通環境の確保
施策15	安全・安心まちづくりの推進等
施策16	定住促進の仕組みづくり
基本目標5 職業生活と家庭生活との両立の推進	
施策17	多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等
施策18	仕事と子育ての両立の推進

基本目標6 子ども等の安全の確保

- 施策 19 子ども交通安全を確保するための活動の推進
- 施策 20 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進
- 施策 21 被害に遭った子どもの保護の推進

基本目標7 要保護児童への対応等きめ細かな取組の推進

- 施策 22 児童虐待防止対策の充実
- 施策 23 ひとり親家庭等の自立支援の推進
- 施策 24 障がい児施策の充実

基本目標 1**地域における子育ての支援****施策 1 地域における子育て支援サービスの充実****【これまでの主な取組内容】**

- 子育て支援センターで相談等の体制を充実し、保護者の不安や悩みの解消と、地域を担う世代の育成を図りました。
- ファミリー・サポート・センターの会員募集と育成を推進しました。
- 一時保育や放課後子ども教室等、ニーズの動向と地域のバランスを勘案しながら、地域における様々な子育て支援サービスの充実を図りました。
- 児童、保護者と行政、保育士による相談、情報提供の場づくりに努めました。

今後の主な取組の方向性^注

- 就学前の在宅児と保護者等を対象とした集いの広場の開催。
- ファミリー・サポート・センターの会員の確保と育成。
- 一時保育など、利用しやすい緊急的保育サービスの実施。
- 保護者ニーズに対応できる、放課後の子どもの居場所づくり及び長期休業中の児童クラブ事業の制度の拡充。

注：継続して取り組む内容も含む。（以下同様。）

施策 2 保育サービスの充実**【これまでの主な取組内容】**

- 保護者のニーズの動向を踏まえ、保育時間の拡充を図るとともに休日保育や病児保育について検討を進めました。
- 保育サービスについて、広報やホームページ等で積極的に情報提供を行い、利用促進に努めました。
- 人材の確保、育成のために、適切な指導や評価と研修への参加を促進し、保育サービスの充実と効率的な運営等について検討しました。

今後の主な取組の方向性

- 通常保育時間の変更など、誰もが利用しやすい保育サービスの提供。
- 広報やホームページ等を活用した、保育サービスの積極的な情報提供及び利用の促進。
- 人材の確保、育成のための指導、評価と研修への参加促進。
- 保育サービスの充実と効率的な運営等についての検討。

施策3 子育て支援ネットワークづくり

【これまでの主な取組内容】

- 様々な機会を利用して、地域の子育て支援サービス等のネットワーク形成を促進し、サービスの利用拡大に努めました。
- 地域住民が子育てへの関心、理解を高め、地域全体で子育てを支えることができるよう、異世代の交流や地域内の連携、ネットワークコミュニティの醸成を図りました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none">●きめ細かな子育て支援サービスや保育サービスの提供。●地域全体で見守り、育てていく子育て支援ネットワークの構築。●地域の子育て支援サービス等のネットワーク形成の促進及び様々な機会を利用した情報提供とサービスの利用促進。●異世代の交流や地域内の連携、ネットワークコミュニティづくりの推進。

施策4 児童の健全育成

【これまでの主な取組内容】

- 児童劇地域講演、明るいまちづくり事業、いきいき子ども活動、地域異世代交流等の活動を積極的に進めました。
- 広報や啓発を行い、児童が健全に過ごせる活動の積極的な参加の促進を図り、地域と連携した活動を推進しました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none">●児童の健全育成を図る活動の継続的かつ積極的な推進。●児童が健全に過ごすことができる活動についての広報、啓発及び参加の促進。●地域と連携した活動の推進。

施策5 地域の高齢者の参画を得た世代間交流の推進

【これまでの主な取組内容】

- 保育所や老人会を通じて、地域の高齢者と子どもの世代間交流を図り、地域全体で子育てを行うコミュニティづくりを進めました。
- 子育て支援、保育サービス面での高齢者の参画を推進しました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none">●地域の高齢者と子どもの世代間交流の推進。●地域全体で子育てを行うコミュニティづくりの推進。●子育て支援、保育サービス面での高齢者の参画推進。

施策 6 子どもや母親の健康の確保

【これまでの主な取組内容】

- 乳幼児健診時や新生児訪問時に相談、指導、啓発を行い、子どもや母親の健康の確保と増進を図りました。
- 関係機関と連携し、安心して子育てができる環境整備に努めました。
- 妊婦健診の助成回数の増加や歯科保健の実施、乳幼児健診時の専門職による指導等を行い、保健指導体制の充実を図りました。
- 乳幼児健診時の相談員の配置や「ほっと cafe」の実施、子育て学習会等の開催など、子育てに関する相談、指導体制の充実を図りました。

今後の主な取組の方向性

- 乳幼児健診時、新生児訪問時の相談、指導、啓発の継続実施。
- 関係機関と連携した、安心して子育てができる環境の整備。
- 歯科保健や乳幼児健診時の専門家による指導等、保健指導体制の充実。
- 乳幼児健診時の相談員の配置。
- 子育て支援センターと連携した集いの広場「ほっと cafe」の実施や、子育て学習会開催等、相談、指導体制の充実。

施策 7 「食育」の推進

【これまでの主な取組内容】

- 保育所や学校での食生活指導を増やすなど、子どもが食育を学べる場の確保に取り組みました。
- 子育て支援センターと連携して開催している離乳食教室等や栄養相談、改善指導を推進しました。
- 乳幼児期から思春期まで、発達段階に応じた食に関する学習の機会や情報提供を積極的に進めるとともに、保護者への意識付けの場の充実を図りました。

今後の主な取組の方向性

- 健康（まめ）なまちづくりの推進。
- 子どもたちが食育を学べる場の確保。
- 子育て支援センターと連携して開催している教室、学習会や栄養相談、改善指導の推進。
- 発達段階に応じた、食に関する学習の機会や情報の提供及び保護者への意識付けの場の充実。

施策8 思春期保健対策の充実

【これまでの主な取組内容】

- 保育所、学校において、島根県助産師会が行っている「いのちの学習」を実施しました。
- 保健所と連携を図り、地域における相談体制の充実を推進しました。
- 生活習慣の改善及びメディアが子どもに与える影響を理解する教育を推進しました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none">●保健所と連携した地域における相談体制の充実。●喫煙、アルコール、「やせ」などの問題に関する情報を、若い世代に提供する機会の創出。●生活習慣の改善及びメディアが子どもに与える影響を理解する教育の推進。

施策9 小児医療の確保

【これまでの主な取組内容】

- 島根大学医学部からの支援継続を要望し、小児医療の確保に取り組みました。
- 近隣の高次医療機関との連携を強化するとともに、関係機関に働き掛け、子育て世代の安心な生活の支援を進めました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none">●小児医療の確保。●町内の総合医がいる医療機関の活用。●近隣の高次医療機関との連携強化。

基本目標3	子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備
--------------	---------------------------------

施策10 次代の親の育成

【これまでの主な取組内容】

- 地域と連携して、男女が協力して家庭を築くことや、子どもを産み育てる意識に関して教育、広報、啓発に努めました。
- 子育て支援センターにおける相談等の体制を充実し、保護者の悩みの解消と地域を担う世代の育成を図りました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none">●男女が協力して家庭を築くことや、子どもを産み育てる意識について、地域と連携した教育、広報、啓発の推進。●子育て支援センターでの相談等の体制の充実。

施策 11 子どもの生きる力の育成に向けた学校の教育環境等の整備

【これまでの主な取組内容】

- 地域、事業者、関係団体等と連携して、学校の教育環境等の整備に努めました。
- 各校の授業改善や学級集団づくりに向けた指導支援や学力調査の分析、結果のフィードバックを行い、町全体の学力育成を図りました。
- ICT機器を活用したICT教育の推進に努めました。
- 特別な支援を必要とする児童生徒について、より早期からの適切な支援の検討を図りました。

今後の主な取組の方向性

- 地域や関係団体等と連携した多様な交流や体験機会の創出。
- 町学力調査の継続実施及び調査結果を活用した授業改善の取組。
- ICT機器を有効的に活用した教育活動の展開。
- 特別な支援を必要とする児童生徒に対する早期からの適切な支援の推進。

施策 12 家庭や地域の教育力の向上

【これまでの主な取組内容】

- 保育所、学校、家庭、地域との協働体制を深めながら、「スターサイエンス・ラボ事業」に取り組みました。
- 多様な立場の人々が、対話を通じて子育てについて考える場づくりを進めました。
- 学校の教職員に、地域における子育てに関連した様々な活動への参加を呼び掛けるとともに、夏期休業中を利用した関係者の研修会等への参加を促進しました。

今後の主な取組の方向性

- 家庭や地域における教育力の向上及び地域全体で子育てを行える環境の整備。
- 保育所、学校、家庭、地域との協働体制の推進に向けた講演会や、親学プログラムの実施。
- 公民館活動と連携した、子育てについて語り合う場の創出。
- 地域資源を活用した教育を行うための、教職員を対象としたふるさと教育研修会の開催。
- 保小中高一貫教育に向けた気運の醸成。

施策 13 子どもを取り巻く有害環境対策の推進

【これまでの主な取組内容】

- 子どもを取り巻く有害環境対策として、情報モラル教育の研修を行いました。
- 県教育委員会や関係機関と連携した学校ネットパトロールを実施し、新たな問題が発生していないか定点監視に努めました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none">●児童生徒を対象としたメディア教育と情報モラル教育の実施。●インターネット等を通じた、いじめや人権侵害を防ぐ取組の推進。

基本目標 4	子育てを支援する生活環境の整備
---------------	------------------------

施策 14 良好な居住環境・交通環境の確保

【これまでの主な取組内容】

- 若者や子どもが住みやすい住宅の環境整備に努めました。
- 子ども、保護者等が、安全に安心して通行できる道路交通の環境整備に努めました。
- 町内小学校区の通学路の整備を進めました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none">●若者や子どもが住みやすい住宅の環境整備。●子どもや保護者等が、安全に安心して通行できる道路交通の環境整備。●町内小学校区の通学路の整備。

施策 15 安全・安心まちづくりの推進等

【これまでの主な取組内容】

- 防犯灯の適切な管理に努めるとともに、各小学校の通学路の点検を実施しました。
- 道路、公園、公的建築物等のバリアフリー化を推進するとともに、子どもの安全な遊び場の確保に努めました。
- 消防団による子ども見守り隊等、地域ぐるみでの防犯活動を推進しました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none">●地域と連携した、通学路の点検や登下校の見守り体制の整備と担い手の育成。●防犯灯の適切な管理。●道路、公園、公的建築物等におけるバリアフリー化の推進。●子どもの安全な遊び場の確保。●消防団による防犯パトロールの実施及び団員の確保。

施策 16 定住促進の仕組みづくり

【これまでの主な取組内容】

- 地域優良賃貸住宅の整備、定住促進賃貸住宅の推進、若者世代の住環境整備に取り組みました。
- 定住促進の仕組みづくりを行い、子育てコミュニティの形成に努めました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none">●担当課による移住、定住に関するパンフレット作成の検討。●子育て家庭向け住宅の整備及び土地の確保。

基本目標 5	職業生活と家庭生活との両立の推進
---------------	-------------------------

施策 17 多様な働き方の実現及び男性を含めた働き方の見直し等

【これまでの主な取組内容】

- 男女共同参画への理解を深める機会を提供しました。
- 各種講演会、研修講座の開催等、啓発活動に努めるとともに住民団体のサポートを行いました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none">●男女共同参画への理解を深める機会の提供。●講演会や講座等啓発活動の推進及び住民団体へのサポート。

施策 18 仕事と子育ての両立の推進

【これまでの主な取組内容】

- 仕事と子育ての両立支援のための体制を整備しました。
- 職場への意識啓発及び情報の提供に努めました。

今後の主な取組の方向性
<ul style="list-style-type: none">●仕事と子育ての両立を支援する体制の整備。●職場への意識啓発の促進及び情報の提供。

基本目標 6**子ども等の安全の確保****施策 19 子どもの交通安全を確保するための活動の推進****【これまでの主な取組内容】**

- 全国交通安全運動でのパレードの実施など、交通安全活動を展開しました。
- チャイルドシートの使用効果及び正しい使用方法について普及啓発を行うとともに、チャイルドシート利用について啓発を進めました。
- 警察、保育所、学校、関係団体等との連携、協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進しました。

今後の主な取組の方向性

- 交通安全活動の推進。
- チャイルドシートの使用についての普及啓発活動及び利用しやすい環境の整備。
- 関係機関との連携、協力体制の強化による、総合的な交通事故防止対策の推進。

施策 20 子どもを犯罪等の被害から守るための活動の推進**【これまでの主な取組内容】**

- 朝の登校時において、民生児童委員等による見守り活動を行い、子どもの安全確保に努めました。
- 地域住民による子ども防犯パトロール隊を結成し、定期的な連絡会や安全講習会を開催するとともに、隊員の募集を行いました。

今後の主な取組の方向性

- 朝の登校時の見守り活動の実施。
- 地域住民による子どもパトロール隊への活動支援及び隊員の確保。

施策 21 被害に遭った子どもの保護の推進**【これまでの主な取組内容】**

- 児童相談所や学校との連携により、いじめや児童虐待の被害を受けた子どもに対し、事実確認や保護措置、カウンセリングを随時行いました。
- いじめの問題等に対して、関係各所への適切な情報提供、指導、支援を図りました。

今後の主な取組の方向性

- 地域、家庭、学校や関係機関との連携による、子どもに係る様々な問題に対する相談体制の整備及び早期解決に向けた支援。
- 地域、家庭、学校や関係機関との連携による、いじめや差別等の人権問題の早期発見、早期解決の推進。

施策 22 児童虐待防止対策の充実

【これまでの主な取組内容】

- 児童虐待の発生予防から早期発見、早期対応、保護、支援、アフターケアに至るまで、切れ目のない総合的な支援を図りました。
- 産後うつ等のスクリーニングを行い、産後早期からのメンタル支援に努めました。
- 相談体制の整備や虐待防止のネットワークの強化等、総合的な親と子の心の健康づくり対策を推進しました。

今後の主な取組の方向性

- 飯南町要保護児童対策地域協議会を中心に、関係機関と連携した切れ目のない支援及び早期支援体制の構築。
- 産後早期からのメンタル支援の推進。
- 母親の育児不安や虐待、いじめ等の問題に早期に対応する相談体制の整備。
- 要保護児童対策地域協議会を中心とした虐待防止のネットワークの強化。

施策 23 ひとり親家庭の自立支援の推進

【これまでの主な取組内容】

- ひとり親家庭等の子どもの健全な育成を図るため、きめ細かな福祉サービスの展開と自立、就業の支援など、総合的な対策を実施しました。

今後の主な取組の方向性

- きめ細かな福祉サービスの展開。
- 母子父子相談員による子育てや生活、自立、就業の支援及び経済的支援の実施。

施策 24 障がい児施策の充実

【これまでの主な取組内容】

- 疾病や事故の予防及び早期発見、治療の推進を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査を推進しました。
- 支援の場の不足により、町内で対応できない場合もあることから、保護者の育児不安への支援を図りました。
- 障がいのある児童への発達支援や保護者への情報提供、支援を行うとともに、専門機関との連携により、障がい児保育や夏休み、放課後時の支援を実施しました。

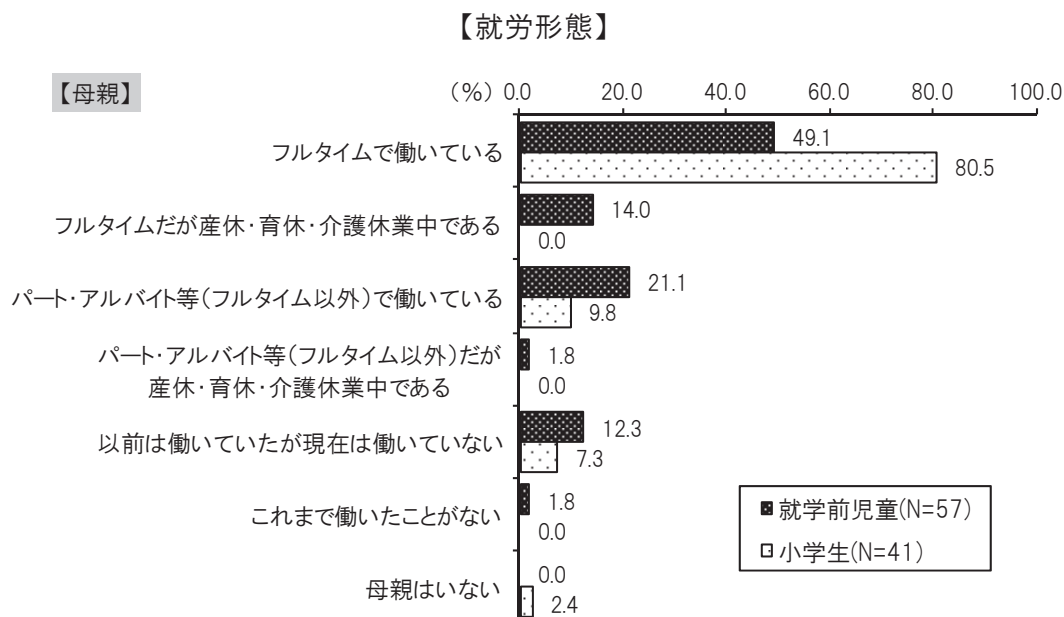
今後の主な取組の方向性

- 障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見、治療の推進。
- 妊婦及び乳幼児健康診査の推進。
- 相談支援専門員による相談の実施。
- 専門機関と連携した、障がい児が放課後等に過ごせる場所の整備。

【2】 ニーズ調査から読み取れる課題

1 保護者の就労状況について

- 就学前の母親の大半が現在就労しており、小学生になると母親のフルタイムで就労している割合は更に高まります。子どもの成長に伴い、就労する母親が増えていく傾向がうかがえます。



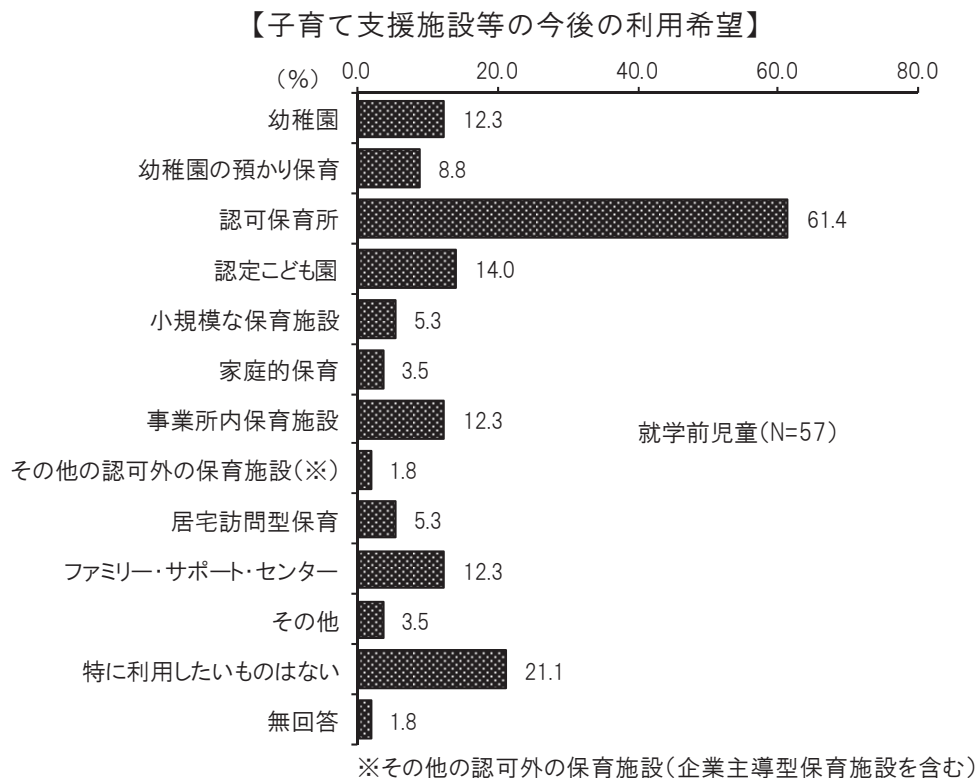
- 第1期計画策定時のニーズ調査結果と比較すると、小学生の母親ではフルタイムで就労している割合が大幅に増加し、パートタイムが減少しています。
- 一方、現在、パート・アルバイト等で就労している就学前の子ども母親の約4割が、フルタイムへの転換を希望しており、現在、就労していない母親の大半が、今後、パート・アルバイト等を中心とした就労を希望しています。



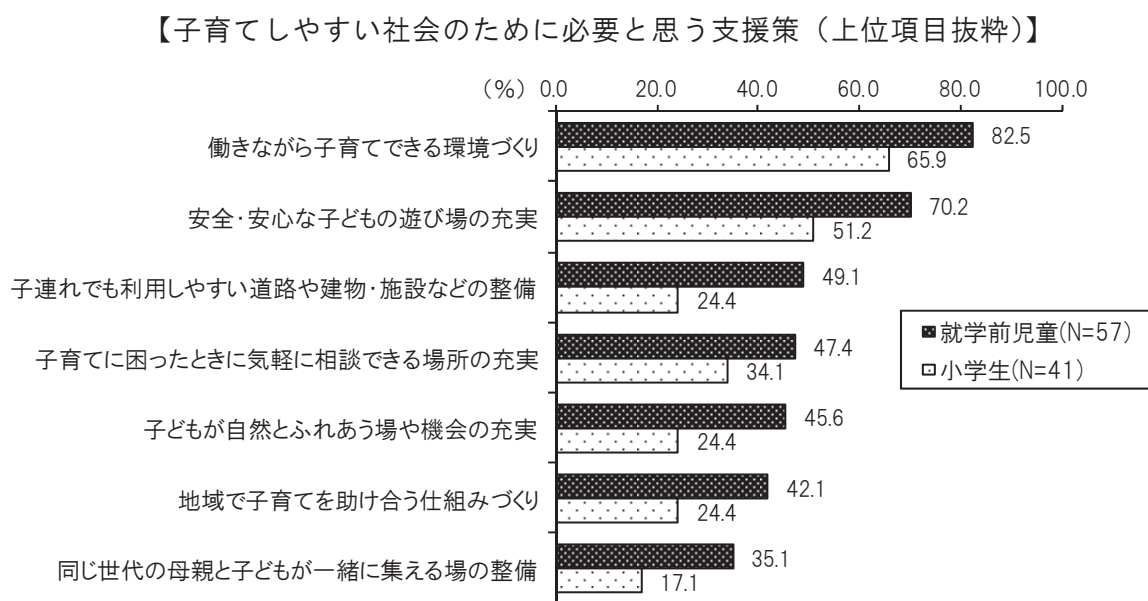
- 子どもの成長に伴い、就労する母親が増えていく傾向を見据え、今後の就労環境の整備と、就労ニーズを踏まえた子育て支援策の充実が必要です。

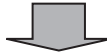
2 子育て支援施設等の利用について

- 「認可保育所」の利用者が大半を占めており、今後の利用希望でも「認可保育所」が約6割と高くなっています。また、施設を利用する際に重視することでは、「教育や保育の内容」をはじめ、「自宅から近い」という立地条件などが多く回答されています。



- 子育てしやすい社会のために必要と思う支援策をみると「働きながら子育てできる環境づくり」が8割以上と最も高くなっています。





-
- 保護者が働きながら子育てできる環境づくりが求められています。そのため、教育や保育を提供するための人材の確保や、技術、技能を含む質の向上も必要です。
-

3 多様な保育サービスについて

- 保育所等の土曜日の利用希望は約4割、日曜日や祝日は3割近くが「利用したい」と回答しています。
- 子育て支援センター（ほっと cafe）の現状の利用率は1割程度ですが、今後の利用希望は3割近くと、ニーズは高くなっています。
- 家庭で子どもをみている保護者の利用を中心とする「一時預かり事業」の現在の利用率は僅かですが、今後の利用希望は約6割と高いニーズがうかがえます。また、宿泊を伴う預かりが必要となった割合は1割程度みられました。
- 第1期計画策定時のニーズ調査結果と比較すると、「一時預かり事業」の利用希望が大きく増加しています。
- 保護者の大半が、子どもの病気やけがのときに保育所等を利用できなかった経験をしており、仕事を休んで対処した保護者のうち、6割以上が「病児・病後児のための保育施設等」を利用したいと思ったと回答しています。
- 小学生では、病気やけがのとき学校を休んだ経験は約7割を占め、その対応として母親が仕事を休んだり、親族や知人にみてもらったりして対処したケースが多くなっています。また、保護者が仕事を休むことについては、約半数が「難しい」と回答しています。



-
- 保育所等の土曜日や休日に利用できる施設拡充の検討が必要です。
 - 一時預かり事業などについて、今後はより分かりやすい事業内容の周知や、利用しやすい提供体制の整備など、利用促進に向けた取組が必要です。
 - 子どもが病気などの対応について、職場の理解を深めていく施策の検討が必要であるとともに、「病児・病後児保育事業」の取組についての検討が必要です。
-

4 ワーク・ライフ・バランス（仕事と家庭生活の調和）の推進について

- 育児休業を取得したことがある就学前の母親は6割以上みられますが、約1割は育児休業を取得しなかったと回答しています。
- 仕事と子育ての両立については、「子育てに関する職場や家族の理解・協力」が高い割合で求められています。



-
- ワーク・ライフ・バランスの推進は、育児、介護も含め、家族が健康を維持しながら安心して暮らしていく上でも必要です。そのため、子育て支援施設における多様な保育サービスの充実をはじめ、関係機関と連携した子育てしやすい就労環境づくり、育児休業や産休取得後のスムーズな職場復帰支援などの取組が引き続き必要です。
-

5 小学生の放課後の過ごし方について

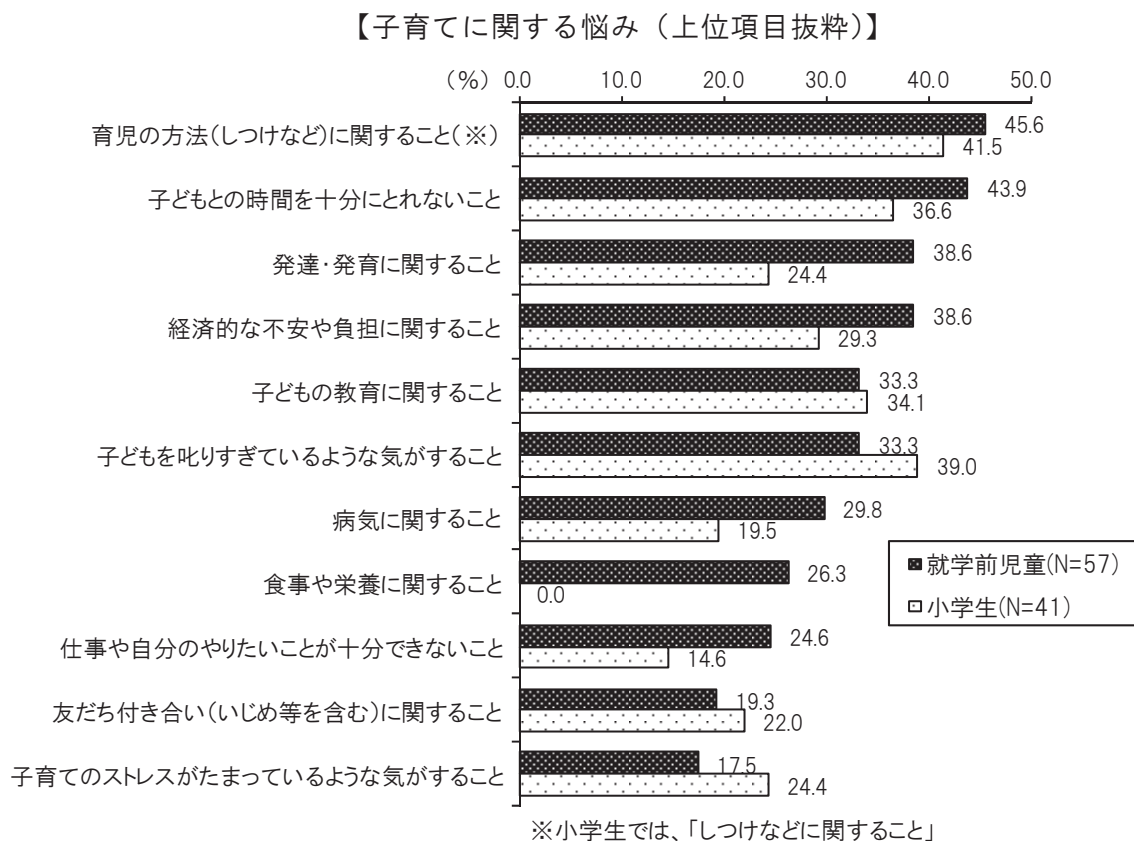
- 放課後子ども教室を利用している小学生の割合は約4割となっており、今後の平日の利用希望も約4割となっています。利用者の満足度は7割以上と、おおむね高くなっています。
- 放課後子ども教室については、長期休業中における利用希望も3割以上みられ、利用したい学年も「6年生まで」が最も多くなっています。



-
- 放課後子ども教室について、今後の需要の増加が見込まれます。利用を希望する子どもの受け入れ先の整備をはじめ、指導員の確保が課題となります。
 - 放課後子ども教室の既存施設における老朽化や耐震化を視野に入れた、施設、設備の充実も、今後、検討が必要です。
-

6 様々な相談支援の充実について

- 子育てに関する不安や負担は、就学前の子ども、小学生の保護者共に6割以上が感じています。また、子育てに関する悩みは、就学前の子どもの保護者では、「育児の方法（しつけ）」や「子どもとの時間」「発達・発育」「経済的負担」「子どもの教育」など、多岐にわたっています。しかし、子育てに関する相談先は、主に家族や友人・知人など身近な人が中心となっています。

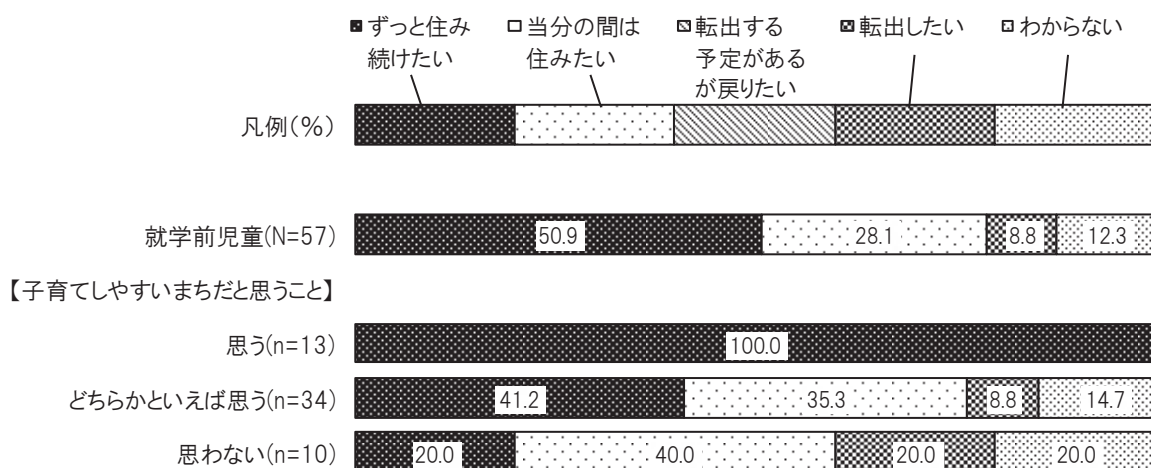


-
- 子育て支援センター（ほっと cafe）は、子育てに関する情報提供や相談、助言などを行う本町における地域の子育て支援拠点として、様々な活動を行っています。子育て中の保護者が、子どもや子育てについて様々な悩みや不安を抱え、地域から孤立するようなことがないよう、相談機能の充実や子育て支援のネットワークづくりなど、支援体制の拡充を図る必要があります。
-

7 地域における子育て支援について

- 近所の人との付き合い程度では、小学生の保護者は「困ったときに助け合う人がいる」割合が約3割となっています。
- 就学前の子ども、小学生保護者共に、約8割が「子育てがしやすいまち」と感じており、大半が飯南町に住み続けたいと回答しています。
- 本町が「子育てしやすいまちである」と回答した人ほど、「ずっと住み続けたい」への回答が多く、逆に、「子育てしやすいと思わない」と回答した人ほど「転出したい」への回答が多くなっています。

【飯南町で子育てを続けること】



- 子育てしやすい社会のために必要と思う支援策は、「働きながら子育てできる環境づくり」「安全・安心な遊び場」「道路や建物・施設等の整備」「気軽に相談できる場所」などが多くなっています。



-
- 「子育てしやすいまち」を視点とした、まちづくりの推進が求められます。
 - 安全な遊び場や防犯、交通安全対策など、子どもの安全、安心の確保が求められています。子育て家庭が暮らしやすい生活環境の整備が引き続き重要です。
-

第4章 計画の基本的な考え方

【1】基本理念

本町の最上位計画である「第2次飯南町総合振興計画」では、「教育・文化・子育て」の政策分野において、地域ぐるみで子どもを育てる環境づくり、子育て環境の魅力づくり、そして保育所から高校まで一貫した教育体制を整え、小さな田舎だからこそできるきめ細かな子育て、教育環境づくりを推進しています。

第1期計画においては、「みんなで育む子どもの笑顔 この町で子どもを育てたい」という基本理念を掲げ、子育てしやすい地域づくりを進めることにより、少子化を克服して子どもの笑顔があふれるまちづくりを推進してきました。

一方、第1期計画の取組内容からみる課題と方向性やニーズ調査結果からは、本計画に向けての継続的な課題や新たな課題が見えてきました。このような課題に対応し、安心して地域で子育てができる環境づくりを引き続き推進するため、本計画においては、第1期計画の基本理念を継続し、より一層の子育て支援施策の充実を図ります。

● 基本理念 ●

みんなで育む子どもの笑顔

～ この町で子どもを育てたい ～

【2】基本目標

基本目標については、第1期計画で定めた7つの項目を、国や県の動きや本町における環境の変化及び新たな課題等を踏まえ、次の5つの項目に改めます。

この基本目標に基づいて進める「基本施策」及び「具体的な取組」については、第1期計画で実行してきた個別の事業に対して、現状に応じた見直しや新たな事業の追加など、環境の変化に対応した取組を推進します。

基本目標1 安心して子育てできる環境づくり

保護者の就労状況や今後の就労ニーズを踏まえた、保育施設の受入体制や保育サービスの充実を図るとともに、仕事と子育て（家庭生活）の両立を推進し、働きながら子育てできる環境づくりを推進します。また、様々な育児の不安や悩みに対応できるよう総合的な支援を行い子育ての孤立等を防ぎます。

基本目標2 親子の健康づくり

安心して妊娠、出産に臨めるよう、「子育て世代包括支援センター」の新設などにより、妊娠期からの切れ目のない支援体制を整備し、親子の健康づくりを支援します。

基本目標3 配慮が必要な子どもへの支援

児童虐待防止対策や障がい児への支援、子どもの貧困対策など、配慮が必要な子どもや家庭への支援を行い、安心して生活できる環境づくりを推進します。

基本目標4 健やかな成長を育む教育環境づくり

子ども一人一人が持つ個性を十分に発揮できるよう、教育の充実を図ります。また、学校、家庭、地域が連携し、多様な体験活動や子育てを学ぶ機会の充実を図り、地域全体で子どもを育てる環境づくりを推進します。

基本目標5 安全・安心なまちづくりの推進

安全で快適なまちづくりを通じて、子育て家庭が安心して暮らせる生活環境を整備し、子どもが事故や犯罪に巻き込まれないよう様々な対策に取り組めます。

【3】 施策体系

【基本理念】 みんなで育む子どもの笑顔 ～ この町で子どもを育てたい ～

【基本目標1】 安心して子育てできる 環境づくり

- 基本施策1 保育ニーズに応じた受入体制の整備
- 基本施策2 多様な子育て支援サービスの提供
- 基本施策3 子育て支援のネットワークづくり
- 基本施策4 仕事と子育てを両立できる環境づくり
- 基本施策5 ひとり親家庭への自立支援

【基本目標2】 親子の健康づくり

- 基本施策6 妊娠期からの切れ目ない支援の推進
- 基本施策7 食育の推進
- 基本施策8 小児医療の確保
- 基本施策9 思春期保健対策の充実

【基本目標3】 配慮が必要な子ども への支援

- 基本施策10 児童虐待防止対策の推進
- 基本施策11 障がい児への支援
- 基本施策12 子どもの貧困対策の推進

【基本目標4】 健やかな成長を育む 教育環境づくり

- 基本施策13 生きる力を育む学校教育の推進
- 基本施策14 家庭や地域における教育力の向上
- 基本施策15 健全な育成の推進

【基本目標5】 安全・安心なまちづくり の推進

- 基本施策16 良好な住環境の確保と定住の促進
- 基本施策17 地域で子どもを見守る体制づくり

第5章 計画の展開

【基本目標1】安心して子育てできる環境づくり

基本施策1 保育ニーズに応じた受入体制の整備

保護者の就労状況やニーズに応じた保育施設の受入体制を整備し、保育サービスの充実を目指すとともに、積極的に情報提供を行い、利用促進に努めます。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
通常保育の充実	○保護者の就労ニーズの高まり等を踏まえ、保育内容と保育体制を整備します。また、森の保育所などの自然体験活動事業、英語と触れあう時間などを設け、幼少期から特色ある教育を行います。	住民課
情報提供の充実	○保育サービスや保育事業について、保育所だより、町の広報やホームページ等で積極的に情報提供を行います。	住民課
保育士の確保対策	○ニーズに基づく保育サービスの新設や既存のサービスの質の向上をはじめ、安定した保育運営のための人材を確保するために、修学助成及び就労支援金による「保育士確保対策事業」を実施します。	住民課

基本施策2 多様な子育て支援サービスの提供

子育てに不安や負担を感じている保護者も安心して子育てができるよう、多様な保育サービスの提供等、総合的な支援を行います。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
ほっとcafeの開催	○就学前の在宅児童とその保護者及び妊婦等を対象に、集いの広場「ほっとcafe（子育て支援センター事業）」を開催し、子育て家庭への様々な支援を行います。	住民課
ファミリー・サポート・センター	○子育て家庭の負担を軽減するため、就労や通院等で子どもを預けたい場合に、育児の援助を行うファミリー・サポート・センター事業を行います。 ○平日、休日、早朝、夜間の預かりを行うとともに、預かる側の人材の確保に努めます。	住民課

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
一時保育事業	○生後8か月以降の在宅児を対象に、保護者の就労や疾病、出産などにより保育が一時的に困難となった場合に、各保育所において一時預かりを行い、子育て家庭の負担を軽減します。	住民課
放課後子ども教室・長期休業中児童クラブ	○放課後の子どもの居場所づくり事業及び長期休業中の児童クラブ事業について、保護者の多様なニーズに対応できるよう、継続的な実施と利用時間や利用場所など、より利用しやすい体制の整備に努めます。	教育委員会

基本施策3 子育て支援のネットワークづくり

親子が気軽に集うことができる場の充実や、子育て支援サークルのネットワーク化を図り、交流を促進して子育ての孤立感を軽減します。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
子育て支援のネットワーク化の促進	○個別に活動している地域の子育て支援サークル等に対して、ネットワーク化を促進し、子育てを取り巻く問題や課題の共有を図り、育児不安の軽減及び育児の孤立を防ぎます。	住民課
地域全体での子育て意識の醸成	○地域の住民が、子育てへの関心や理解を深め、地域全体で子育て家庭を支えることができるよう、異世代の交流や地域内の連携を促進し、意識の醸成を図ります。	住民課 教育委員会

基本施策4 仕事と子育てを両立できる環境づくり

仕事と子育ての両立や男性の子育てへの参加などについて、家庭や地域、企業等へ理解や協力を働き掛け、地域全体で子育てを応援する気運の醸成を図ります。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
男女共同参画に関する意識の醸成	○家庭生活において、男女が協力して子育てすることの意識の醸成に向けて、様々な機会を活用し地域と連携して、広く教育、広報、啓発に努めます。 ○各種講演会や研修、講座等を開催し、啓発活動に努めるとともに、住民団体へのサポートを行います。	住民課
子育て応援企業支援補助金	○仕事と子育てを両立できる職場環境づくりへの取組を行っている、町内の企業を優良企業として認定し、地域全体で子育てを応援する気運の醸成を図ります。	住民課

基本施策5 ひとり親家庭への自立支援

ひとり親家庭の自立を目指し、きめ細かな福祉サービスの提供等の支援を行い、子どもの健全な育成を図ります。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
ひとり親家庭へのきめ細かな支援	○ひとり親家庭の子どもの健全な育成を図るため、母子家庭だけではなく、父子家庭も含め、きめ細かな福祉サービスの展開をはじめ、自立や就業を支援します。	福祉事務所

【基本目標2】親子の健康づくり

基本施策6 妊娠期からの切れ目ない支援の推進

妊娠期の不安を軽減し、母子共に健康で安心して出産、子育てができるよう、妊娠期からの切れ目のない支援体制を整備します。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
子育て世代包括支援センター設置による支援の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○「子育て世代包括支援センター」を設置し、妊産婦や乳幼児等に対して切れ目ない支援を提供します。 ○母子手帳交付時や乳幼児健診時、新生児訪問時に相談支援、指導、啓発を行うとともに、関係機関と連携し、安心して子育てができる母子保健の充実に努めます。 	保健福祉課
各種健診等の実施	<ul style="list-style-type: none"> ○妊婦健診にあわせ産婦健診の費用助成を実施し、妊産婦の健康管理に努めます。 ○幼児健診での保健指導體制の充実を図り、妊娠期・乳幼児期から健康の確保及び増進を図ります。また、他事業との組み合わせにより、充実した指導體制となるよう調整に努めます。 ○保育所及び学校と連携した歯科保健を実施します。 	保健福祉課
相談・指導體制の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○子育てに悩みを抱える保護者の育児不安の解消や居場所づくりとして、乳幼児健診時の臨床心理士の配置や子育て支援センターと連携した集いの広場「ほっとcafe」の実施、子育て学習会等の開催等、相談、指導體制の充実を図ります。 	保健福祉課

基本施策7 食育の推進

「食」を通じた豊かな人間性の形成や家族関係づくりによる心身の健全育成を図るため、家庭や保育所、学校、関係機関等が連携して食育を推進します。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
体験を通じた食育の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「飯南町食育推進計画」をもとに、子どもから高齢期にわたり、様々な分野の食に関する知識と選択する力を楽しく学び、実践する取組を進めます。 ○生涯にわたる食育の基盤となるよう、五感を使った様々な経験や共食の楽しみを大切にした乳幼児期からの食育を推進します。 ○地域の郷土料理や行事食、家族の触れ合いや地域ぐるみの体験を大切にし、心を育む触れ合いと食文化伝承を推進します。 ○学校給食への地元産野菜の利用促進や保育所、学校、家庭等での農産物の栽培体験の促進、体験や交流による地産地消の取組を推進します。 	保健福祉課
発達段階に応じた食に関する学習の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○「健康にい～にゃん週間（5月、10月、2月で各1週間）」「食育月間（6月）」「食育の日（毎月19日）」を活用し、保護者や地域への意識付けの取組を充実します。 ○母子健康手帳発行時、乳幼児健診、育児相談、子育て世代食講座などの場で、妊産婦や乳幼児に対する食生活指導・相談を実施します。 ○青年期の健全な食習慣と健康意識の啓発として、中高生を対象に弁当作りや郷土食の学習の場を設けます。 ○事業所での壮年期層への健康教育や男性の料理教室の開催、介護予防事業での低栄養予防の啓発と合わせて運動、口腔機能の維持向上に関する啓発を行います。 	保健福祉課

基本施策8 小児医療の確保

安心して育児ができる環境の基盤となる小児医療の確保に取り組み、近隣の高次医療機関との連携を強化します。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
小児医療体制の確保	○町内医療機関及び近隣町村にある医療機関との連携を強化し、安心して育児ができるよう、小児医療の確保及び緊急時の身近な受診先としての体制づくりに取り組みます。	保健福祉課
妊婦・乳児健診、予防接種の委託契約	○町内の医療機関及び近隣の高次医療機関との連携を強化し、子育て家庭が安心して予防接種や健診を受診できるよう支援します。	保健福祉課

基本施策9 思春期保健対策の充実

思春期の心身の健康づくりを推進し、児童生徒が心豊かに成長するための保健対策を推進するとともに、相談支援体制や情報提供する場の充実を図ります。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
若い世代に向けた健康づくりへの支援	○島根県助産師会が行う、学校や保育所での「いのちの学習（バースデイプロジェクト）」を実施するとともに、保健所と連携し、地域における相談支援体制の充実を図ります。また、喫煙、アルコール、「やせ」などの健康問題に対して、若い世代へ情報提供する場の充実を図ります。	保健福祉課
生活習慣の改善に向けた学習の推進	○母子保健連絡会と連携した「健康にい～にゃん週間」における周知、啓発活動や町内小学校での授業を通じて、生活習慣の改善と、メディアが子どもに与える影響を理解する教育を推進します。	保健福祉課

【基本目標3】配慮が必要な子どもへの支援

基本施策10 児童虐待防止対策の推進

児童虐待の発生予防、早期発見に向け、関係機関との連携を強化するとともに、相談や支援体制の充実を図ります。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
飯南町要保護児童対策地域協議会による支援	○飯南町要保護児童対策地域協議会を設置し、代表者会議や実務者会議の定期的な開催や随時の個別支援会議を行い、児童の保護、支援、アフターケアを行います。また、児童相談所等関係機関との連携により、切れ目のない支援を行うとともに、早期支援体制を構築します。	福祉事務所
母親の心の健康づくりへの支援	○子育て世代包括支援センターを支援拠点として、産後うつ等のスクリーニングによる、産後早期からのメンタル支援や母親の育児不安、虐待等の問題に早期に対応するための相談体制の充実を図ります。 ○保健師などの家庭訪問や子育て関連事業への参加を勧めることなどにより、子育て家庭が孤立しないように努めます。	保健福祉課
スクールカウンセラー等による相談支援	○地域、家庭、学校や関係機関との連携により、いじめや不登校、児童虐待など子どもに係る様々な問題に対し、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカー等による相談を受け付けるとともに、早期解決に向けた支援について協議します。	教育委員会
いじめや差別などの早期発見、早期解決	○いじめや差別などの人権問題に対して、アンケートQ Uによる学級集団の実態把握をはじめ、「飯南町いじめ防止基本方針」に基づく施策やいじめ防止に向けた関係機関との連携体制により、早期発見、早期解決に努めます。	教育委員会

基本施策 11 障がい児への支援

各種健診を通じた支援が必要な子どもの早期発見と、早期療育支援体制を推進し、子ども一人一人の特性に応じた支援に努めます。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
障がい等の早期発見と早期治療	<ul style="list-style-type: none"> ○障がいの原因となる疾病や事故の予防及び早期発見、早期治療を図るため、妊婦及び乳幼児に対する健康診査を推進します。 ○子どものことばや運動発達の心配、集団生活を送るうえでの悩みなどについて、子どもの発達のポイントごとの健診時に臨床心理士、保健師による相談を実施するほか、気軽に相談できる体制の充実を図り、適切な医療機関や療育機関につなげます。 	保健福祉課
相談支援専門員による支援等	<ul style="list-style-type: none"> ○保護者の育児不安の解消のため、状況に応じて相談支援専門員が介入して相談支援を行うとともに、発達支援センターや町外の障がい児通所支援施設の紹介等を行います。 ○常時専門機関との連携を強化し、障がい児の放課後時についても町内の施設で受け入れができるよう施設整備を検討します。 ○経済的理由によって、学用品費や給食費などの支払が困難な家庭にその費用の援助を行い、経済的負担の軽減を図ります。 	福祉事務所

基本施策 12 子どもの貧困対策の推進

国や県の子どもの貧困対策と連携、調整を図り、困難な生活環境にある子どもや家庭に対する支援の充実を図ります。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
経済的負担の軽減	<ul style="list-style-type: none"> ○保育料の完全無償化をはじめ、児童手当や児童扶養手当、出産育児一時金支給など、子育て家庭の生活の安定と子どもの健全な育成を目的として、経済的負担の軽減を図ります。 	住民課 福祉事務所 保健福祉課
地域における見守り活動の充実	<ul style="list-style-type: none"> ○家庭の経済的理由で生活困難な状態にある子どもに気付き、早期の支援を図るため、保育所や学校、民生児童委員協議会等関係機関と連携し、見守り活動の充実に努めます。 	福祉事務所

【基本目標 4】 健やかな成長を育む教育環境づくり

基本施策 13 生きる力を育む学校教育の推進

子ども一人一人が持つ個性を十分に発揮できるよう、きめ細かな教育を推進し、基礎学力の向上を図るとともに、地域等と連携して、体験や交流機会の創出に努めます。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
交流、体験活動の充実	○子どもが社会でたくましく生き抜く力を育てるため、地域や関係団体等と連携し、児童生徒間交流の充実（交流学习の実施）や地域との連携による多様な交流、体験機会の創出に努めます。	教育委員会
学力調査等を活用した授業改善	○「全国学力・学習状況調査」と併せて、町学力調査を行い、調査結果を活用した授業改善に取り組み、新しい時代に必要な資質、能力の養成を目指します。	教育委員会
ICT機器の活用による学習の充実	○タブレットPC、電子黒板、デジタル教科書等のICT機器を有効活用した教育を展開し、児童生徒の思考力、判断力、表現力の向上を図るとともに、対話的で深い学びの実現を図ります。	教育委員会
特別な支援を要する子どもへの支援	○特別な支援を必要とする児童生徒について、スクールサポーターの配置や定期的な教育支援委員会の開催、相談ネットワークの充実など、個々の状況に応じた支援や人的措置、学級の増設等を検討するとともに、関係機関との連携により、早期からの適切な支援を図ります。	教育委員会

基本施策 14 家庭や地域における教育力の向上

学校、家庭、地域の連携を強化し、地域全体で子どもを育てる環境づくりに努めます。また、保護者が子育てについて学ぶことや語り合える機会を創出します。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
地域全体で子育てを行う環境づくり	○「飯南キラリ！ドリームアップ推進協議会」による教育魅力化事業をはじめ、子ども未来会議の開催など、学校、家庭、地域の連携を強化し、地域全体で子育てする気運の醸成を図ります。 ○家庭や地域における教育力を総合的に高め、地域全体で子育てを行える環境づくりに努めます。	教育委員会

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
公民館活動との連携	○公民館活動と連携し、子育て世代と地域のつながりを深める事業や親同士のつながりを深める事業を実施するとともに、子育てについて語り合う場をつくります。	教育委員会
教育関係者への研修等の実施	○飯南町の地域資源を活用した教育を行うため、教職員対象のふるさと教育研修会を開催します。 ○保小中高一貫教育に係る研修会を開催し、本町の次代を担う子どもの育成に向けて、保育所から高校まで一緒になって取り組む気運の醸成を図ります。	教育委員会 住民課

基本施策 15 健全な育成の推進

地域との交流や連携を強化し、子どもの心身の健康づくりや心豊かな成長を支える多様な活動に参加できる機会を充実し、青少年の健全育成を図ります。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
健全育成に向けた活動の推進	○子どもの健全育成を図るため、保育所地域親子子育て講座や児童劇地域講演、明るいまちづくり事業、いきいき子ども活動、地域異世代交流等の活動を積極的に推進します。	住民課
子どもの居場所づくり	○放課後子ども教室や公民館が実施する「たんぽぽ畑」など、子どもが健全に過ごすことができる場の充実を図るとともに、地域と連携した活動を推進します。	住民課 教育委員会
地域交流の実施	○保育所の地域開放や運動会を行い、地域住民との交流を図り、地域一体で子育てを行うコミュニティづくりを推進します。	住民課
人権教育・情報モラル教育の推進	○児童生徒に対しメディア教育と人権教育、情報モラル教育を実施し、インターネット等を通じたいじめや人権侵害を防ぐとともに、健全な子どもの育成に努めます。	教育委員会

【基本目標5】安全・安心なまちづくりの推進

基本施策 16 良好な住環境の確保と定住の促進

住宅や道路交通の環境整備等、子育て家庭が安心して暮らせる安全な生活環境を整備します。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
住宅整備と安全な交通環境整備	○若者や子どもが住みやすい住宅の環境整備や、子ども、保護者等が安全、安心に通行できるカラー舗装等、道路交通の環境整備に努めます。	建設課
子育て家庭の定住推進	○子育て家庭の定住を促進するため、定住フェア等で子育て施策や定住に関わる施策をまとめたパンフレットを配布し、相談に応じます。	地域振興課 教育委員会
子育て家庭向け住宅の整備	○子育て家庭向け住宅の整備を進めるとともに、子育てしやすい生活環境の整備や定住促進の仕組みづくりを推進し、子育てコミュニティの形成に努めます。	地域振興課

基本施策 17 地域で子どもを見守る体制づくり

子どもを交通事故や犯罪等の被害から守るため、警察や関係機関との連携や協力体制の強化を図り、交通安全、防犯対策を推進します。また、安心して遊べる公園の整備など、子どもにとって安全で快適な生活環境の確保に努めます。

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
通学路の点検や登下校の見守り体制	○児童生徒が交通事故や犯罪等の被害に遭わないまちづくりを進めるため、家庭や地域、関係機関と連携し、通学路の点検や「子ども110番」による登下校の見守り、防犯灯の整備などを行います。	教育委員会 総務課 住民課
バリアフリー化、安全な遊び場の確保	○子ども連れでも、誰もが安心して外出できるよう、道路、公園、公共施設等において、段差の解消等のバリアフリー化を推進するとともに、子どもの安全な遊び場の確保を図ります。	建設課

事業名	具体的な取組内容	主な担当課
交通安全活動の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○交通安全活動として、全国交通安全運動でのパレードの実施、カーブミラー設置や啓発活動等を行います。 ○チャイルドシートの正しい使用の徹底を図るため、正しい使用方法について普及啓発を行います。 ○子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、学校、関係機関との連携、協力体制の強化を図り、総合的な交通事故防止対策を推進します。 	住民課
地域での防犯対策の推進	<ul style="list-style-type: none"> ○朝の登校時など、民生児童委員等による子ども見守りを行います。 ○子ども防犯パトロール隊（通称「青パト隊」）による定期的な連絡会や安全講習会を開催するとともに、保護者も含め、広く隊員の募集を図ります。 	住民課 保健福祉課

第6章 教育・保育事業と地域子ども・子育て支援事業の提供体制

【1】教育・保育提供区域の設定

子ども・子育て支援法及び国の指針に基づき、市町村は地理的条件、人口、交通事情その他の社会的条件、教育・保育施設の整備の状況等を総合的に勘案して、教育・保育の提供区域を定めることとされています。

本町では、保育所の配置状況や子どもの人数を勘案し、第1期計画に引き続き、町全域を1区域として教育・保育の提供区域を設定します。

【2】量の見込みの算出について

平成27年度から「子ども・子育て支援法」に基づく子ども・子育て支援新制度が開始されました。「子ども・子育て支援法」では、全ての子どもの良質な成育環境を保障し、子育て家庭を社会全体で支援することを目的とし、制度や財源を一元化して幼児期の教育・保育の一体的な提供、保育の量的な拡充、家庭における養育支援の総合的な推進を目指しています。この目的の達成に向けて着実に計画を推進するため、今後5年間の教育・保育事業及び地域子ども・子育て支援事業の見込量と、その確保方策について定めることとしています。

見込量の算出に当たっては、国の手引きに基づく「ニーズ調査結果から算出（推計）する方法」と、平成27年度以降の「各事業実績から算出（推計）する方法」があり、本町では、各事業の特性に応じていずれかの推計方法を用いた「量の見込み」を定めます。

【参考／教育・保育の認定】

子ども・子育て支援新制度に基づく教育・保育を利用する場合は、以下の区分に沿った「教育・保育の認定」を受ける必要があります。

【1号認定】保育を利用しない3～5歳児（幼稚園、認定こども園）

【2号認定】保育を必要とする3～5歳児（保育所、認定こども園）

【3号認定】保育を必要とする0～2歳児（保育所、認定こども園、地域型保育）

【3】教育・保育事業の量の見込みと確保方策

1 教育・保育の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「教育・保育施設による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な教育・保育施設の整備を計画的に実施していきます。

(単位:人)

		令和2(2020)年度				令和3(2021)年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	5	50	8	34	5	53	8	29
②確保方策	特定教育・保育施設※1	必要に応じて検討	85	10	50	必要に応じて検討	85	10	50
	地域型保育事業※2	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	0	80	10	50	0	85	10	55
過不足(②-①)		0	30	2	16	0	32	2	21

		令和4(2022)年度				令和5(2023)年度			
		1号	2号	3号		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳	3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	4	45	7	32	4	41	6	29
②確保方策	特定教育・保育施設※1	必要に応じて検討	85	10	50	必要に応じて検討	85	10	50
	地域型保育事業※2	-	-	-	-	-	-	-	-
	計	0	85	10	55	0	85	10	55
過不足(②-①)		0	40	3	18	0	44	4	21

		令和6(2024)年度			
		1号	2号	3号	
		3-5歳	3-5歳	0歳	1-2歳
①量の見込み	必要利用定員総数	3	37	6	26
②確保方策	特定教育・保育施設※1	必要に応じて検討	85	10	50
	地域型保育事業※2	-	-	-	-
	計	0	80	10	50
過不足(②-①)		0	48	4	24

※1 特定教育・保育施設とは、幼稚園、認可保育所、認定こども園のこと。

※2 地域型保育事業とは、施設(原則20人以上)より少人数の単位で0～2歳の子どもの預かる事業で、小規模保育、家庭的保育、事業所内保育、居宅訪問型保育のこと。

提供体制 確保方策 の考え方	子育て日本一のまちを目指して、保育料、副食費の無償化、きめ細やかな保育を引き続き行うとともに、待機児童がない状態を継続し、保育が必要な子どもがすぐに入所できる体制を整備していきます。
----------------------	---

2 地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期

「地域子ども・子育て支援事業による量の見込みと提供体制の確保の内容及び実施時期（確保方策）」を次のとおり設定します。この事業計画に基づき、計画期間において必要な事業を計画的に提供していきます。

(1) 利用者支援事業

子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や地域の子育て支援事業等の情報提供及び必要に応じ相談・助言等を行うとともに、関係機関との連絡調整を行う事業です。

		単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
基本型・特定型 (子育て支援センター)	量の見込み	か所	-	-	-	-	-
	確保方策	か所	-	-	-	-	-
母子保健型 (子育て世代包括支援センター)	量の見込み	か所	1	1	1	1	1
	確保方策	か所	1	1	1	1	1

提供体制 確保方策 の考え方	令和2（2020）年度より子育て世代包括支援センターを設置し、併せて利用者支援事業を実施します。多様化するニーズに対し、必要な支援が切れ目なく提供できるよう、関係機関とのネットワークの強化に努めます。
----------------------	--

(2) 地域子育て支援拠点事業

地域の身近な場所で子育て中の親子の交流を図り、子育ての不安軽減や仲間づくりの支援を行う事業です。

		単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	延べ人(月間)		57	51	52	47	43
確保方策	か所		1	1	1	1	1

提供体制 確保方策 の考え方	乳幼児及び保護者が相互交流を行う場所として、専門職による子育て相談、 情報提供等の援助を行います。
----------------------	--

(3) 妊婦健康診査事業

定期的に医療機関において乳児の成育具合や妊婦の健康状態を確認し、母子共に健康で
安心した出産ができるよう支援する事業です。

		単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	対象人数	人	30	30	30	30	30
	健診回数	回	14	14	14	14	14
	延べ受診人数	延べ人	350	350	350	350	350
確保方策	実施場所	-	県内、県外の医療機関				
	検査項目	-	血液検査等				
	実施時期	-	妊娠 12 週後～39 週前後				

提供体制 確保方策 の考え方	14 回分の受診票の交付により、妊婦健康診査に係る費用の助成を行います。 妊娠中に定期的に健康診査を受け、母子ともに健康で安心した出産を迎える ことができるよう、現在の体制を継続します。
----------------------	---

(4) 乳児家庭全戸訪問事業

乳児のいる全ての家庭を保健師が訪問し、乳児の発育状況の確認、母親の健康相談、育
児相談及び子育て支援に関する情報提供等を行う事業です。

		単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み		人	25	25	25	25	25
確保方策		人	25	25	25	25	25

提供体制 確保方策 の考え方	新生児訪問と併せ、助産師、保健師が早期に訪問を行います。 今後も子どもの成長発達を確認しながら、保護者が安心して子育てできるよ う支援します。
----------------------	---

(5) 養育支援訪問事業

育児に不安のある人や養育環境が気になる家庭に対して、支援が必要な場合に保健師が訪問して、保護者の育児や家事等の養育能力を向上させるための支援（相談支援、育児、家事援助など）を行う事業です。

	単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	人	3	3	3	3	3
確保方策	人	3	3	3	3	3

提供体制 確保方策 の考え方	関係機関と連携しながら、継続的に支援します。
----------------------	------------------------

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ）

保護者の疾病や出産、冠婚葬祭やその他の理由で、家庭において一時的に児童を養育することが困難になった場合に、宿泊を伴った一時預かりを行う事業です。

	単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	延べ人	-	-	-	-	-
確保方策	か所	-	-	-	-	-

提供体制 確保方策 の考え方	本町では現在実施していませんが、今後のニーズ等を踏まえ、広域での利用や委託先の確保などの検討に務めます。
----------------------	--

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター）

子育ての援助をしてほしい人と、子育ての援助をしたい人が育児の相互援助を行う事業です。

	単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	延べ人	25	25	25	25	25
確保方策	か所	1	1	1	1	1

提供体制 確保方策 の考え方	土日、夜間等に急に子どもを預けることが必要となった場合に地域で子育て支援を行う仕組みとして、今後も必要な数の会員確保に努め、事業を実施していきます。
----------------------	--

(8) 一時預かり事業

保護者の就労や疾病・出産などにより、保育が一時的に困難となった場合に、保育所等において一時的な預かりを行う事業です。

幼稚園及び認定こども園（短時間）の在園児については、「幼稚園・認定こども園（短時間）における預かり保育」により実施し、保育所、幼稚園、認定こども園に在籍していない場合は「保育所等における一時保育」により実施します。

		単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
幼稚園・認定こども園 短時間 在園児対象	量の見込み	延べ人	0	0	0	0	0
	1号認定	延べ人	0	0	0	0	0
		延べ人	0	0	0	0	0
	2号認定	延べ人	0	0	0	0	0
		延べ人	0	0	0	0	0
確保方策	延べ人	0	0	0	0	0	
	か所	0	0	0	0	0	
保育所等における一時 保育	量の見込み	延べ人	20	20	20	20	20
	確保方策	延べ人	20	20	20	20	20
		か所	4	4	4	4	4

提供体制 確保方策 の考え方	急な仕事等の緊急を要する保育サービスのニーズに対応するために、今後も継続して実施していきます。
----------------------	---

(9) 時間外保育事業（延長保育：保育所、認定こども園 長時間）

通常の保育時間を超えて保育を行う事業です。

	単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	人	19	19	17	16	14
確保方策②	人	19	19	17	16	14
	か所	4	4	4	4	4
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	多様化するライフスタイルに対応し、保護者の仕事等による保育時間外のニーズに対応し、安心して仕事、生活ができる体制の整備を引き続き行っていきます。
----------------------	--

(10) 病児・病後児保育事業

子どもが病気により集団保育が困難であり、家庭で保育ができないときに、看護師、保育士がいる専用施設内で一時的に預かる事業です。

	単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	延べ人	526	515	477	436	391
確保方策	延べ人	-	-	360	360	360
	か所	-	-	1	1	1
	総定員	-	-	2	2	2

提供体制 確保方策 の考え方	急な発熱等による病気の子どもを預けられる体制を構築し、育児と就労の支援を行えるよう関係課と協議を行い、早期の実現を目指します。
----------------------	---

(11) 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

就労等により保護者が昼間家庭にいない小学生を対象に、放課後に適切な遊び及び生活の場を提供し、健全な育成を図る事業です。

	単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み①	人	0	0	0	0	0
低学年	人	0	0	0	0	0
	1年生	人	0	0	0	0
	2年生	人	0	0	0	0
	3年生	人	0	0	0	0
	高学年	人	0	0	0	0
高学年	4年生	人	0	0	0	0
	5年生	人	0	0	0	0
	6年生	人	0	0	0	0
	確保方策②	人	0	0	0	0
過不足(②-①)	人	0	0	0	0	0

提供体制 確保方策 の考え方	本町では現在国の基準に基づいているこの事業について実施していませんが、放課後子ども教室等の事業については次のとおり見込んでいます。
----------------------	---

	単位	令和2 (2020)年度	令和3 (2021)年度	令和4 (2022)年度	令和5 (2023)年度	令和6 (2024)年度
量の見込み	人	135	120	115	110	105
低学年	人	80	70	65	60	60
高学年	人	55	50	50	50	45

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、子育て支援施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具等物品の購入に要する費用や、行事への参加に要する費用等を助成する事業です。

(13) 多様な事業者の参入促進・能力活用事業

教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究のほか、多様な事業者の能力を活用した施設の設置や運営を促進するための事業です。

第7章 計画の推進

【1】計画の推進体制

1 庁内連携体制の充実

子育て支援に係る取組は、保健、福祉、教育、医療など庁内の多様な事業分野に関わりがあります。本計画の推進に当たっては、庁内の関係部署が十分に連携を図り、庁内横断的に様々な取組を推進する体制の充実を図ります。また、保育所をはじめ、全ての子育て支援施設や関係機関が、連携を強化し、円滑な就学への移行ができるよう支援します。

2 地域ぐるみで子育てを支援する体制づくり

子育て支援は、保育士や保健師、栄養士など様々な専門職による支援が必要です。多様化する子育てニーズに適切に対応するため、職員の資質や専門性の向上を図ります。また、地域における子育て支援の担い手の育成や確保も重要であることから、地域ぐるみで子育てを支援する意識の醸成を図り、様々な主体が子育て支援に参画できる体制づくりを推進します。

【2】計画の点検・評価・改善

1 子ども・子育て会議の運営

計画の推進に当たっては、施策の推進状況等について、定期的に庁内で点検、評価を実施するとともに、「飯南町子ども・子育て会議」を適宜開催し、子育て支援の取組に対する実施状況を検証し、今後の取組への反映に努めます。

2 計画の公表、町民意見の反映

町の広報やホームページ等、多様な媒体を活用し、本計画に基づく取組や事業の進捗状況を広く公表していくことで、町民への周知を図ります。また、あらゆる機会で町民意見を把握し、町民目線を生かした施策の推進を図ります。

資料編

1 飯南町子ども・子育て会議条例

平成25年9月25日
条例第33号

(設置)

第1条 子ども・子育て支援法(平成24年法律第65号。以下「法」という。)第77条第1項の規定に基づき、飯南町子ども・子育て会議(以下「子ども・子育て会議」という。)を置く。

(所掌事務)

第2条 子ども・子育て会議は、法第77条第1項各号に掲げる事務を処理するものとする。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員10名以内をもって組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから、町長が任命する。

- (1) 子どもの保護者
- (2) 子ども・子育て支援に関する関係団体を代表する者
- (3) 子ども・子育て支援に関する事業に従事する者
- (4) 子ども・子育て支援に関し識見を有する者
- (5) その他町長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 委員は、再任されることができる。

(委員長及び副委員長)

第5条 子ども・子育て会議に委員長及び副委員長1人を置く。

2 委員長及び副委員長は、委員の互選によって定める。

3 委員長は、子ども・子育て会議を代表し、会務を総理し、会議の議長となる。

4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議は、委員長が招集する。

2 子ども・子育て会議は、委員の半数以上の出席がなければ会議を開くことができない。

3 子ども・子育て会議の議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決すところによる。

(関係者の出席等)

第7条 委員長は、子ども・子育て会議において必要があると認めるときは、関係者の出席を求めてその意見若しくは説明を聴き、又は関係者から必要な資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、住民課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営に関し必要な事項は、委員長が子ども・子育て会議に諮って定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、公布の日から施行する。

(会議の招集の特例)

2 最初に招集すべき会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

2 飯南町子ども・子育て会議委員名簿

区分	役 職	氏 名
委 員	頓原小学校 P T A会長	橋村 健一
委 員	赤名保育所 保護者会会長	薬師寺 良樹
委 員	飯南町学校校長会 会長	佐藤 孝志
委 員	社会福祉協議会 保育専任次長	吾郷 須摩子
委 員	頓原公民館 館長	石川 隆
委 員	飯南町立飯南病院 病院長	角田 耕紀
委 員	桜ヶ台保育所 所長	景山 直美
委 員	飯南町教育委員会 主幹	奥野 憲孝
委 員	飯南町保健福祉課 主任保健師	石飛 悦子
オブザーバー	飯南町福祉事務所 主幹	三島 智恵
オブザーバー	飯南町保健福祉課 保健師	空岡 舞
事務局	飯南町住民課 課長	藤原 清伸
事務局	飯南町住民課 課長補佐	田村 正

**第2期 飯南町子ども・子育て支援事業計画
令和2（2020）年3月**

発 行／島根県 飯南町役場 住民課
〒690-3513 島根県飯石郡飯南町下赤名 880 番地
TEL（0854）76-2213
FAX（0854）76-3950
